# 岩手県公共施設等総合管理計画

平成28年3月

(平成30年8月改訂)

(令和4年7月改訂)

岩手県

# 目次

| 第 | 1 1 | 草    | はじめに  | 1  |
|---|-----|------|---|----|
|   | 1.  | 1    | 計画策定の趣旨   | 1  |
| • | 1.  | 2    | 計画の位置付け   | 1  |
|   | 1.  | 3    | 計画の見直し等   | 2  |
| 第 | 2 1 | 章    | 公共施設等の現況及び将来の見通し                                  | 3  |
| 4 | 2.  | 1    | 公共施設等の現況  | 3  |
|   | 2   | 2. 1 | . 1 公共施設の現況                                       | 3  |
|   | 2   | 2. 1 | . 2 インフラ施設の現況                                     | 6  |
|   | 2   | 2. 1 | . 3 公営企業施設の現況                                     | 11 |
|   | 2   | 2. 1 | . 4 公共施設等及びインフラ施設の有形固定資産減価償却率の推移                  | 14 |
| 4 | 2.  | 2    | 将来人口の展望   | 15 |
|   | 2   | 2. 2 | . 1 人口の展望   | 15 |
|   | 2   | 2. 2 | . 2 世代別人口の展望                                      | 16 |
| : | 2.  | 3    | 公共施設等の維持・更新等に係る経費見込み等                             | 17 |
|   | 2   | 2. 3 | . 1 今後の経費見込みと充当可能な予算額                             | 17 |
|   | 2   | 2. 3 | . 2 財政に関する状況                                      | 21 |
| 第 | 3 1 | 章    | 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針                       | 22 |
| , | 3.  | 1.   | 計画期間  | 22 |
| , | 3.  | 2.   | 現状や課題に関する基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 22 |
|   | 3   | 3. 2 | . 1 公共施設等の老朽化への対応                                 | 22 |
|   | 3   | 3. 2 | . 2 社会経済情勢等の変化への対応                                | 22 |
|   | 3   | 3. 2 | . 3 災害への対応  | 23 |
| ; | 3.  | 3.   | 公共施設等の管理に関する基本的な考え方                               | 23 |
|   | 3   | 3. 3 | . 1 基本的な方針  | 23 |
|   | 3   | 3. 3 | . 2 具体的な取組方針                                      | 24 |
|   |     | (1)  | 点検・診断等の実施方針                                       | 24 |
|   |     | (2)  | 維持管理・修繕・更新等の実施方針                                  | 24 |
|   |     | (3)  | 安全確保の実施方針   | 24 |
|   |     | (4)  | 耐震化の実施方針  | 25 |
|   |     | (5)  | 長寿命化の実施方針   | 25 |
|   |     | (6)  | ユニバーサルデザイン化の推進方針                                  | 25 |
|   |     | (7)  | 統合や廃止の推進方針  | 25 |
|   |     | (8)  | 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針                        | 26 |
| , | 3.  | 4    | 全庁的な取組体制と情報共有                                     | 27 |
| ; | 3.  | 5.   | フォローアップの実施方針                                      | 28 |
| 第 | 4 1 | 章    | 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針                               | 29 |
| 4 | 4.  | 1    | 公共施設  | 29 |

| 4.1.1   | 庁舎等              | 29 |
|---------|------------------|----|
| 4. 1. 2 | 県民利用施設           | 31 |
| 4.1.3   | 県営住宅             | 33 |
| 4.1.4   | 学校施設             | 34 |
| 4.2 イン  | フラ施設             | 35 |
| 4. 2. 1 | 道路               | 35 |
| 4. 2. 2 | 河川管理施設(ダムを除く)    | 37 |
| 4.2.3   | 河川管理施設(ダム)       | 38 |
| 4.2.4   | 海岸保全施設(河川課所管分)   | 39 |
| 4.2.5   | 砂防               | 40 |
| 4.2.6   | 下水道              | 41 |
| 4.2.7   | 港湾               | 42 |
| 4. 2. 8 | 空港               | 43 |
| 4. 2. 9 | 公園               | 44 |
| 4.2.10  | 交通安全施設           | 45 |
| 4. 2.11 | 農業水利施設           | 46 |
| 4.2.12  | 海岸保全施設(農村建設課所管分) | 47 |
| 4.2.13  | 林道               | 48 |
| 4.2.14  | 治山               | 49 |
| 4.2.15  | 漁港施設             | 50 |
| 4.2.16  | 海岸保全施設(漁港漁村課所管分) | 51 |
| 4.3 公営  | 企業施設             | 52 |
| 4.3.1   | 県立病院等事業施設        | 52 |
| 4.3.2   | 電気事業・工業用水道事業施設   | 53 |

# ■ 第1章 はじめに

### 1.1 計画策定の趣旨

岩手県では、高度成長期から昭和50年代を中心に社会情勢や県民ニーズの変化に対応して、数多くの公共施設等を建設し、各種の公共サービスを提供してきました。現在、これら公共施設等の老朽化が進んでおり、今後、大量に大規模修繕・更新の時期を迎え、多額の経費が必要となることが見込まれます。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により被災し、その後、復旧・ 復興施設についても、今後、維持・更新等に係る経費の増加が見込まれます。

一方で、人口減少・少子高齢化の進行等により公共施設等の利用需要も大きく変化しつ つあり、また財政面では、将来的な税収の減少、社会保障関係費等の増加などにより、今 後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれています。

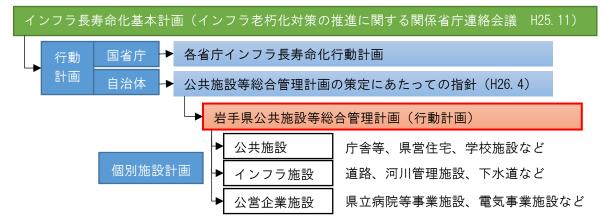
平成 24 年に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故など施設の老朽化等による重大な事故など、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっていますが、平成 25 年 11 月に国の関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」を受け、地方公共団体は、保有するすべての公共施設等を対象に、中長期的な取組の基本方針を定める「公共施設等総合管理計画」を策定することとされました。

こうした状況を踏まえ、早急に公共施設等の全体状況を把握し、計画的な更新や長寿命化、施設配置の最適化により、財政負担の軽減・平準化を図るなど長期的な視点に立った公共施設等マネジメントの取組を推進するため、「岩手県公共施設等総合管理計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

#### 1.2 計画の位置付け

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画に当たるもので、平成26年4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を踏まえ、県が保有する個々の公共施設等の個別施設計画の上位計画として策定するものであり、本県の公共施設等管理に関する基本計画として位置付けられるものです。

### ■図 1 岩手県公共施設等総合管理計画の位置付け■



### 1.3 計画の見直し等

公共施設等マネジメントの取組の推進に当たっては、本計画の策定の後、個別施設計画策定指針(平成29年3月)や公共施設点検マニュアル(平成29年3月)を策定し、県が保有する個々の公共施設等の個別施設計画の策定に向けて取り組んできたところです。令和3年度においては、総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂、「経済財政運営と改革の基本方針2019~『令和』新時代:『Society 5.0』への挑戦~」(令和元年6月21日閣議決定)や令和2年度までに策定した個別施設計画を踏まえ、具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、本計画の見直しを図るものです。

# ■ 第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

## 2.1 公共施設等の現況

本計画では、以下に掲げる県が所有又は管理(以下「保有」という。)する全ての公共施 設等を対象とします。現況については、令和2年度末現在で整理しています。

### (1) 公共施設

庁舎や校舎などの建築施設(ただし、(3)の公営企業施設を除きます。)

### (2) インフラ施設

道路や河川管理施設をはじめとする社会基盤を構成する施設

### (3) 公営企業施設

- ① 県立病院等事業に係る病院、診療所などの施設
- ② 電気事業・工業用水道事業に係る発電所、工業用水道などの施設

### 2.1.1 公共施設の現況

### (1) 施設概要

県が保有している公共施設は、5,755 棟、総延床面積は約 260 万㎡ (1 棟あたり約 451 ㎡)です。

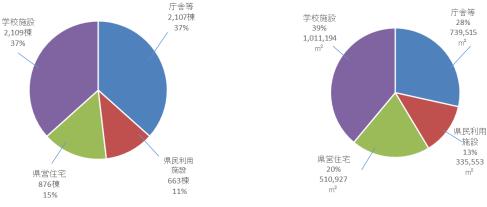
施設類型別では、庁舎等と学校施設の割合が高く、施設数(棟数)、総延床面積ともにそれぞれ全体の約3割から4割を占めています。

| 施討     | <b>设</b> 類型(用途)     | 施設数 (棟数)               | 延床面積                               | 1棟あたり              |
|--------|---------------------|------------------------|------------------------------------|--------------------|
| 庁舎等    | 県庁舎、警察署、試験研<br>究機関等 | 2, 107 棟<br>(2, 338 棟) | 739, 515 m²<br>(764, 062 m²)       | 351 m²<br>(327 m²) |
| 県民利用施設 | 体育館、博物館、ホール<br>等    | 663 棟<br>(717 棟)       | 335, 553 m²<br>(348, 474 m²)       | 506 m²<br>(486 m²) |
| 県営住宅   | 住宅、集会所等             | 876 棟<br>(776 棟)       | 510, 927 m²<br>(401, 004 m²)       | 583 m²<br>(517 m²) |
| 学校施設   | 校舎、実習棟等             | 2, 109 棟<br>(2, 174 棟) | 1, 011, 194 m²<br>(1, 046, 945 m²) | 479 m²<br>(482 m²) |
| 合計     |                     | 5, 755 棟<br>(6, 005 棟) | 2, 597, 189 m²<br>(2, 560, 485 m²) | 451 ㎡<br>(426 ㎡)   |

■表 1 県保有の公共施設■

下段()は計画策定時(平成26年度末)の数値

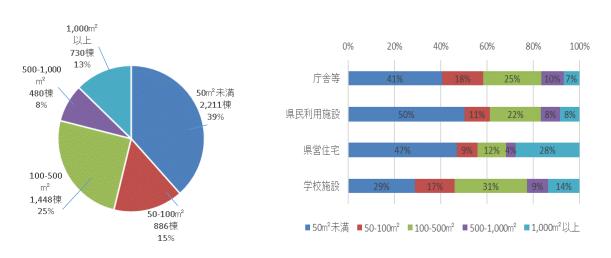
### ■図 2 公共施設における施設類型別施設数(左)及び延床面積(右)■



施設規模(延床面積別の施設数割合)では、全体の約4割が延床面積50㎡未満の小規模な施設ですが、一方で、関係法令に基づく定期点検など特段の対応が必要となる規制基準のひとつである延床面積1,000㎡以上の施設が約1割を占めており、延床面積1万㎡を超える施設も「いわて県民情報交流センター」など12棟あります。

また、施設類型別に延床面積 1,000 ㎡以上の施設の割合を見ると、中層の集合住宅が多い県営住宅では約3割と比較的高くなっている一方で、低層の事務所や職員公舎に加え、交番や倉庫等小規模な施設が多い庁舎等では約7%にとどまっています。

### ■図 3 延床面積別の施設数割合■



■写真 1 県保有の公共施設の例■

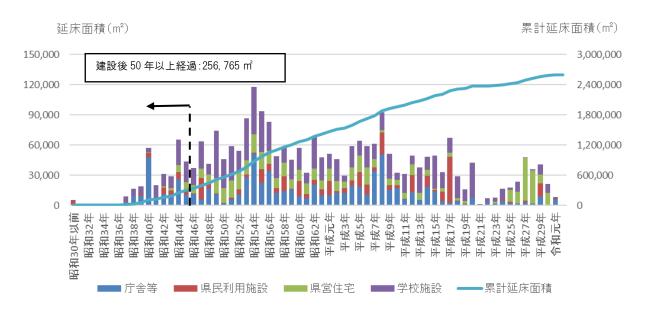


### (2) 建設後の経過年数(建設後50年以上経過する施設の割合)

県が保有している公共施設は、昭和30年代後半以降に建設され、延床面積ベースで昭和54年度が整備年度のピーク(約12万㎡)となっています。

建設後の経過年数に着目すると、令和2年度現在、建設後50年以上を経過した施設は約10%ですが、30年後にはその割合が約77%に上昇し、老朽化する施設も増加することが見込まれます。





#### ■図 5 公共施設の経過年数別延床面積の割合■



|        | 建設後 50 年以上経過する施設 |           |       |       |  |  |  |
|--------|------------------|-----------|-------|-------|--|--|--|
| 施設類型   |                  | (延床面積)の割合 |       |       |  |  |  |
| 池欧灰王   | 令和2年度<br>現在      | 10 年後     | 20 年後 | 30 年後 |  |  |  |
| 庁舎等    | 17%              | 38%       | 59%   | 86%   |  |  |  |
| 県民利用施設 | 9%               | 22%       | 47%   | 68%   |  |  |  |
| 県営住宅   | 3%               | 28%       | 51%   | 69%   |  |  |  |
| 学校施設   | 9%               | 38%       | 61%   | 77%   |  |  |  |
| 全体     | 10%              | 34%       | 57%   | 77%   |  |  |  |

### 2.1.2 インフラ施設の現況

### (1) 施設概要

県が保有しているインフラ施設は、道路、港湾、空港といった産業基盤インフラ、河川 管理施設、砂防、治山といった防災・国土保全のためのインフラ、下水道や公園等の生活 関連インフラなど多岐にわたっています。

■表 2 県保有インフラ施設■

| 施設類型     | 細分類・施設種別     | 施設数                  | 備考 |
|----------|--------------|----------------------|----|
|          | 道路舗装         | 4, 200km (3, 700km)  |    |
|          | 橋梁           | 2, 796 橋(2, 689 橋)   |    |
|          | トンネル         | 188 箇所(154 箇所)       |    |
| 道路       | 大型道路構造物      |                      |    |
|          | (シェッド等、大型カ   | 104 16=0 (100 16=0)  |    |
|          | ルバート、横断歩道    | 164 施設(120 施設)       |    |
|          | 橋、門型標識等)     |                      |    |
|          | 河道・堤防        | 2, 831. 4km · 717km  |    |
|          | 水門           | 37基 (50基)            |    |
|          | 樋門・樋管        | 1, 754 基(1, 759 基)   |    |
| 河川管理施設   | 陸閘           | 44 基 (48 基)          |    |
| (ダムを除く)  | 排水機場         | 9施設(13施設)            |    |
|          | 浄化施設         | 1 施設                 |    |
|          | 電気通信施設       | 185 施設               |    |
|          | 水防倉庫         | 12 施設                |    |
| 河川管理施設   | H I          | 0 #                  |    |
| (ダム)     | ダム           | 9基                   |    |
| 海岸保全施設   | 陸閘、水門、堤防、護岸  | <br>  53 海岸          |    |
| (河川課所管)  | 等            | 30 /#圧               |    |
|          | 砂防設備         | 835 箇所(817 箇所)       |    |
| 砂防       | 地すべり防止施設     | 17 箇所                |    |
|          | 急傾斜地崩壊防止施設   | 303 箇所(297 箇所)       |    |
|          | │<br>│管路施設   | 25 幹線:154.0km        |    |
|          |              | (25 幹線:150.8 km)     |    |
| 下水道      | 処理場施設        | 4 箇所                 |    |
|          | │<br>│ポンプ場施設 | 13 箇所:39 台           |    |
|          | パンプ列尼政       | (13 箇所: 37 台)        |    |
| <br>  港湾 | 水域施設、外郭施設、係  | <br>  408 施設(372 施設) |    |
|          | 留施設、臨港交通施設   |                      |    |
|          | 滑走路、誘導路、エプロ  |                      |    |
| 空港       | ン、航空灯火、電気施設  | 1 空港                 |    |
|          | 等            |                      |    |
| 公園       | 都市公園         | 3 公園                 |    |
| 交通安全施設   | 交通信号機        | 1, 905 基(1, 899 基)   |    |

| 施設類型             | 細分類・施設種別            | 施設数                           | 備考                   |
|------------------|---------------------|-------------------------------|----------------------|
|                  | ダム                  | 23 基                          |                      |
|                  | 水路                  | 1, 400km                      | 土地改良区等保有             |
| 農業水利施設           | 揚排水機場               | 50 箇所                         | 施設ではあるが、<br>更新・補修等を県 |
|                  | 頭首工                 | 69 箇所(66 箇所)                  | が事業主体となって実施する施設      |
| 海岸保全施設 (農村建設課所管) | 陸閘、水門、堤防、護岸<br>等    | 10 海岸                         |                      |
| 林道               | 林道                  | 71 路線:201km<br>(72 路線:199 km) |                      |
|                  | 橋梁                  | 14 橋(13 橋)                    |                      |
| 治山               | 治山施設                | 17, 277 施設                    |                      |
| 漁港施設             | 外郭施設、係留施設、輸<br>送施設等 | 31 漁港                         |                      |
| 海岸保全施設 (漁港漁村課所管) | 陸閘、水門、堤防、護岸<br>等    | 26 海岸                         |                      |

()内の数値:計画策定時(平成26年度末)の数値。ただし変動がない場合は()記載なし。



■写真 2 県保有インフラ施設の例■





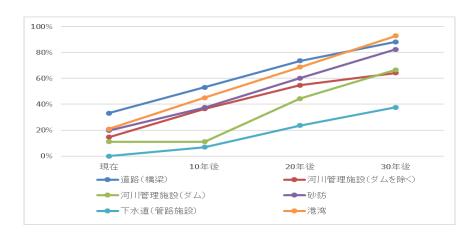
### (2) 建設後の経過年数 (建設後50年以上経過する施設の割合)

県が保有しているインフラ施設は、高度経済成長期を中心に産業基盤インフラ(道路等)、昭和50年頃からは生活関連インフラ(下水道等)が集中的に整備されるなど、時代の要請に応じた対応がなされてきました。その結果、建設のピークとなる時期や老朽化の進展状況は施設種別により異なりますが、今後、50年以上経過する施設の割合が上昇し、老朽化する施設も増加することが見込まれます。

■表 3 建設後 50 年以上経過する施設の割合(主なもの)■

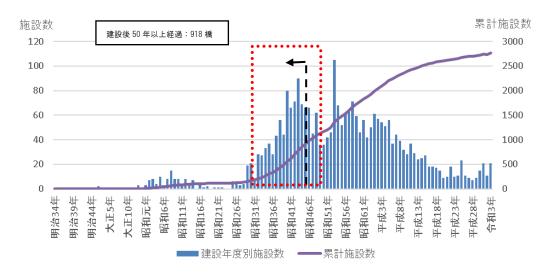
|                | 細分類・施          | 建設後 50 年以上経過する施設の割合 |       |       | 施設数   |               |       |
|----------------|----------------|---------------------|-------|-------|-------|---------------|-------|
| 施設類型           | 設種別            | 令和2年<br>度現在         | 10 年後 | 20 年後 | 30 年後 | (建設年不明<br>除く) | 備考    |
|                | 橋梁             | 33%                 | 53%   | 74%   | 88%   | 2, 777        |       |
| 关切             | トンネル           | 9%                  | 32%   | 48%   | 69%   | 188           |       |
| 道路             | 大型道路構<br>造物    | 6%                  | 20%   | 42%   | 66%   | 142           |       |
|                | 水門             | 13%                 | 47%   | 87%   | 100%  | 15            |       |
|                | 樋門・樋管          | 23%                 | 58%   | 87%   | 98%   | 1, 076        |       |
| 河川管理施          | 陸閘             | 33%                 | 37%   | 47%   | 91%   | 39            |       |
| 設(ダムを          | 排水機場           | 0%                  | 0%    | 0%    | 8%    | 9             |       |
| 除く)            | 浄化施設           | 0%                  | 0%    | 0%    | 100%  | 1             |       |
|                | 電気通信施設         | 0%                  | 0%    | 0%    | 5%    | 655           |       |
|                | 水防倉庫           | 17%                 | 58%   | 58%   | 83%   | 12            |       |
| 河川管理施設<br>(ダム) | ダム             | 11%                 | 11%   | 44%   | 67%   | 9             |       |
|                | 砂防設備           | 27%                 | 47%   | 67%   | 86%   | 828           |       |
| 砂防             | 地すべり防<br>止施設   | 0%                  | 18%   | 59%   | 76%   | 17            |       |
|                | 急傾斜地崩壊<br>防止施設 | 0%                  | 13%   | 42%   | 74%   | 303           |       |
|                | 管路施設           | 0%                  | 7%    | 24%   | 38%   | 154. 0        | 延長 km |
| 下水道            | 処理場施設          | 0%                  | 25%   | 75%   | 100%  | 4             |       |
| 下小坦            | ポンプ場施<br>設     | 0%                  | 8%    | 31%   | 54%   | 13            |       |
| 港湾             |                | 21%                 | 45%   | 69%   | 93%   | 408           |       |
| 空港             |                | 100%                | 100%  | 100%  | 100%  | 1             |       |
| 公園             |                | 0%                  | 33%   | 100%  | 100%  | 3             |       |
| 交通安全施          | 信号柱            | 0%                  | 15%   | 26%   | 52%   | 9, 557        |       |
| 設              | 制御機            | 0%                  | 0%    | 0%    | 14%   | 1, 881        |       |
| 農業水利施<br>設     | ダム             | 35%                 | 48%   | 70%   | 87%   | 23            |       |
| 林道             | 橋梁             | 43%                 | 43%   | 64%   | 93%   | 14            |       |
| 漁港施設           |                | 97%                 | 100%  | 100%  | 100%  | 31            |       |

■図 6 建設後 50 年以上経過する施設の割合(主なもの)■

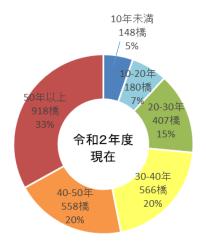


産業基盤インフラである橋梁は、高度経済成長期を中心に集中して建設されており、建設後50年を経過する橋梁の割合は令和2年度現在で約33%ですが、30年後にはその割合が約88%に上昇することが見込まれます。

■図 7 橋梁の建設年度別施設数■



■図 8 橋梁の経過年数別施設数の割合■



| 細分類・ | 建           | 設後 50 年<br>施設の | 以上経過す<br>割合 | · る   |
|------|-------------|----------------|-------------|-------|
| 施設種別 | 令和2年<br>度現在 | 10 年後          | 20 年後       | 30 年後 |
| 橋梁   | 33%         | 53%            | 74%         | 88%   |

また、生活基盤インフラである下水道施設(管路施設)は、昭和50年代から建設が進められており、施設延長ベースで平成14年度がピーク(約38km)となっています。

建設後の経過年数に着目すると、令和2年度現在で、建設後50年以上経過した施設はありませんが、30年後にはその割合が約38%に上昇することが見込まれます。

### ■図 9 下水道施設(管路施設)の建設年度別施設延長■



■図 10 下水道施設(管路施設)の経過年数別施設延長の割合■



| 細分類・ | 建設後 50 年以上経過する<br>施設の割合 |       |       |       |  |
|------|-------------------------|-------|-------|-------|--|
| 施設種別 | 令和2年<br>度現在             | 10 年後 | 20 年後 | 30 年後 |  |
| 管路施設 | 0%                      | 7%    | 24%   | 38%   |  |

### 2.1.3 公営企業施設の現況

県では、地方公営企業法に基づき、県立病院等事業及び電気事業・工業用水道事業を設置し、それぞれ事業経営に必要な施設を整備しています。

### (1) 施設概要

### 【県立病院等事業施設】

県立病院等の事業において 20 病院 6 地域診療センターを経営しており、保有している施設 (棟) は 160 施設 (棟)、総延床面積約 48 万㎡です。施設 (棟) 数では、職員公舎が約 8割を占めていますが、総延床面積では、病院施設が約 8割を占めています。

| 施設類型          | 細分類・施設<br>種別   | 施設数 (棟数)    | 延床面積          | 1施設(棟)あたり    |
|---------------|----------------|-------------|---------------|--------------|
|               | , <del>-</del> | 21 施設       | 396, 881 m²   | 18, 899 m²   |
| 県立病院等事<br>業施設 | 病院             | (23 施設)     | (410, 467 m²) | (17, 846 m²) |
|               | 診療所            | 6 施設        | 20, 341 m²    | 3, 390 m²    |
|               | 職員公舍           | 132 棟       | 61, 030 m²    | 462 m²       |
|               |                | (124 棟)     | (64, 026 m²)  | (516 m²)     |
|               | 厚生福利施設         | 1 施設        | 2, 966 m²     | 2, 966 m²    |
| <u> </u>      |                | 160 施設(棟)   | 481, 218 m²   | 3, 008 m²    |
| 合計            |                | (154 施設(棟)) | (497, 800 m²) | (3, 232 m²)  |

■表 4 県立病院等事業における施設保有状況■

### 【電気事業・工業用水道事業施設】

電気事業において 19 発電所、工業用水道事業において 1 事業を経営しており、保有している施設は、電気事業施設 24 施設、工業用水道事業施設 6 施設、職員公舎 2 施設の計 32 施設です。

| 施設類型   | 細分類・施設種別  | 施設数(棟数)      |
|--------|-----------|--------------|
| 電気事業・エ | 電気事業施設    | 24 施設(23 施設) |
| 業用水道事業 | 工業用水道事業施設 | 6 施設         |
| 施設     | 職員公舎      | 2 棟          |

■表 5 電気事業・工業用水道事業における施設保有状況■

() 内の数値:計画策定時(平成26年度末)の数値。ただし変動がない場合は()記載なし。







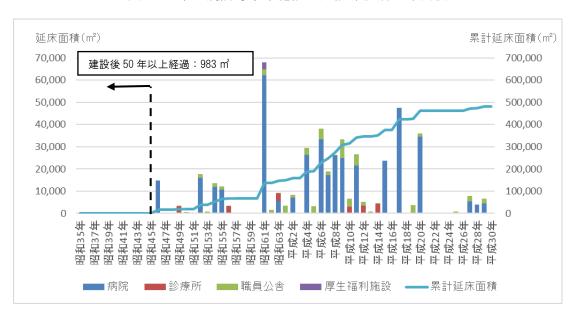
<sup>()</sup> 内の数値:計画策定時(平成26年度末)の数値。ただし変動がない場合は()記載なし。

### (2) 建設後の経過年数(建設後50年以上経過する施設の割合)

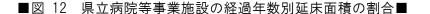
### 【県立病院等事業施設】

県立病院等の事業施設は、昭和 40 年代から建設されており、延床面積ベースで昭和 61 年度が整備年度のピーク (約7万㎡) となっています。

建設後の経過年数に着目すると、令和2年度現在、建設後50年以上経過している施設は1%未満ですが、今後、30年後にはその割合が約72%に上昇し、老朽化する施設も増加することが見込まれます。



■図 11 県立病院等事業施設の建設年度別延床面積■

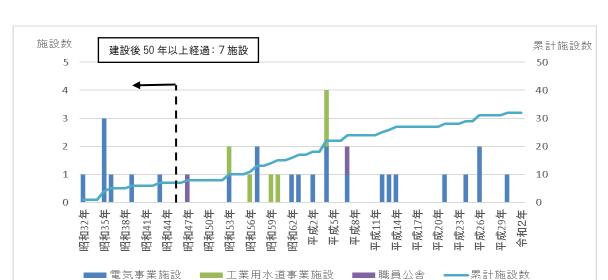




|        | 建設後 50 年以上経過する施設 |       |       |       |  |  |
|--------|------------------|-------|-------|-------|--|--|
| 細分類·   | (延床面積)の割合        |       |       |       |  |  |
| 施設種別   | 令和2年<br>度現在      | 10 年後 | 20 年後 | 30 年後 |  |  |
| 病院     | 0%               | 13%   | 32%   | 70%   |  |  |
| 診療所    | 0%               | 16%   | 48%   | 80%   |  |  |
| 職員公舎   | 2%               | 13%   | 29%   | 81%   |  |  |
| 厚生福利施設 | 0%               | 0%    | 100%  | 100%  |  |  |
| 全体     | 0%               | 13%   | 33%   | 72%   |  |  |

### 【電気事業・工業用水道事業施設】

電気事業・工業用水道事業施設は、昭和30年代から継続的に整備が進められています。 建設後の経過年数に着目すると、令和2年度現在、建設後50年以上経過している施設 は約22%ですが、30年後にはその割合が約78%に上昇し、老朽化する施設も増加するこ とが見込まれます。



■図 13 電気事業・工業用水道事業施設の整備年度別施設・設備数■

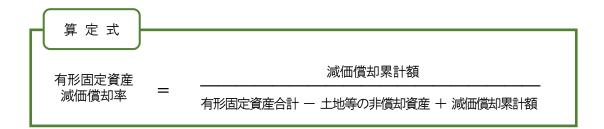
■表 6 電気事業・工業用水道事業施設の経過年数別施設数の割合■

|           | 建設後 50 年以上経過する施設の割合 |       |       |       |  |  |  |
|-----------|---------------------|-------|-------|-------|--|--|--|
| 細分類・施設種別  | 令和2年<br>度現在         | 10 年後 | 20 年後 | 30 年後 |  |  |  |
| 電気事業施設    | 29%                 | 33%   | 54%   | 71%   |  |  |  |
| 工業用水道事業施設 | 0%                  | 17%   | 67%   | 100%  |  |  |  |
| 職員公舎      | 0%                  | 50%   | 50%   | 100%  |  |  |  |
| 全体        | 22%                 | 31%   | 56%   | 78%   |  |  |  |

### 2.1.4 公共施設及びインフラ施設の有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得から減価償却がどこまで進んでいるか把握することが可能となる指標です。

有形固定資産減価償却率が、公共施設等の建替えの必要性や財政負担の増加の発生に直結する ものではないこと、長寿命化の取組による施設等の使用期間の延長を図る成果を反映するもので はないことに留意が必要です。



### 減価償却累計額等の推移

(百万円)

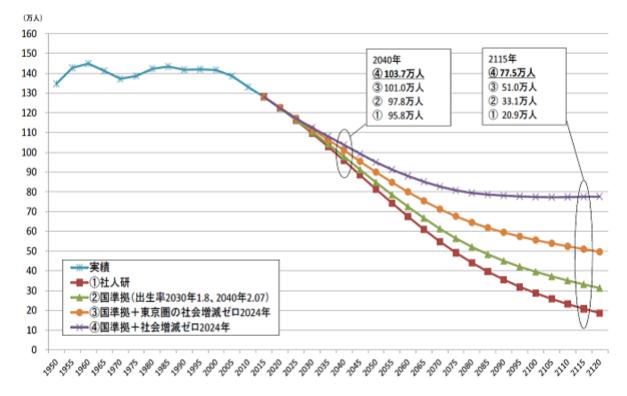
| 年度       | 減価償却累計額     | 有形固定資産      | 有形固定資産 |
|----------|-------------|-------------|--------|
|          |             | (償却資産額)     | 減価償却率  |
| 平成 28 年度 | 1, 090, 771 | 2, 064, 644 | 52.8%  |
| 平成 29 年度 | 1, 139, 926 | 2, 130, 592 | 53.5%  |
| 平成 30 年度 | 1, 189, 864 | 2, 241, 899 | 53.1%  |
| 令和元年度    | 1, 240, 520 | 2, 314, 599 | 53.6%  |
| 令和2年度    | 1, 291, 121 | 2, 415, 149 | 53.5%  |

### 2.2 将来人口の展望

### 2.2.1 人口の展望

岩手県は、戦前・戦後の一時期を除き、一貫して続いている社会減と、平成 11 年 (1999 年) 以降の自然減が相まって、近年毎年 1 万人程度の人口減少が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、岩手県の人口は 2040 年に 96 万人程度になると見込まれ、更にその後も減少を続け、2115 年には 21 万人程度まで減少すると試算されています。(図 14 グラフ①)



■図 14 本県の人口の長期的な見通し■

出典:岩手県人口ビジョン(令和2年3月)

この推計は、いわば、何ら対策を講じなかった場合の人口推計ですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計をベースに、出生率が人口置換水準に回復した場合、2040年の岩手県の人口は 98万人程度になると見込まれますが、本県の社会減は一定程度続くため、2115年には 33万人程度まで減少すると試算されています。(図 14 グラフ②)

また、2024 年に東京圏の社会増減を均衡させるとの国の総合戦略の目標が実現した場合、2040年の岩手県の人口は 101 万人程度になると見込まれますが、依然として東京圏以外の地域との社会増減が発生し続けるため、その後も人口は減少を続け、2115年には 51万人程度まで減少すると試算されています。(図 14 グラフ ③)

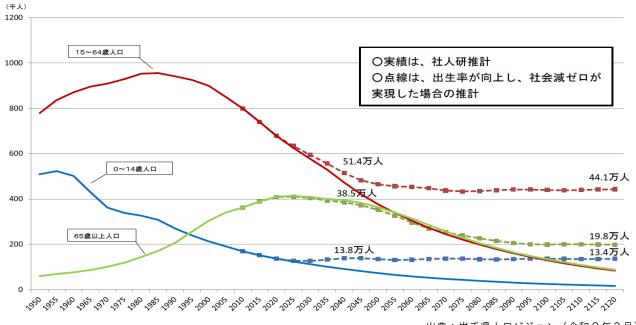
これら①~③の試算は、いずれの場合も岩手からの人口流出、社会減が続くため、出生率が人口置換水準である 2.07 に達し得ても、なお人口が減少し続ける推計です。

こうしたことから、本県では、ふるさと振興を進め、出生率の向上と社会減ゼロを実現することによって、2040年に 100万人程度の人口を確保することを目指します。(図 14 グラフ④)。

#### 2.2.2 世代別人口の展望

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県の令和 22 年 (2040 年) の人口は、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が 50%になっており、1人の労働世代が1人の被扶養世代を支える肩車状態になることが見込まれています。更に、その先も生産年齢人口の割合は減り続け、支える、支えられるというバランスが崩れることも想定されます。

一方、出生率が向上し、岩手県で社会増減が均衡した場合の生産年齢人口の割合は、未だ令和 22 年 (2040 年) 時点では 50%に留まるものの、将来的には 57%まで改善し、人口の若返りが期待できます。(図 15)

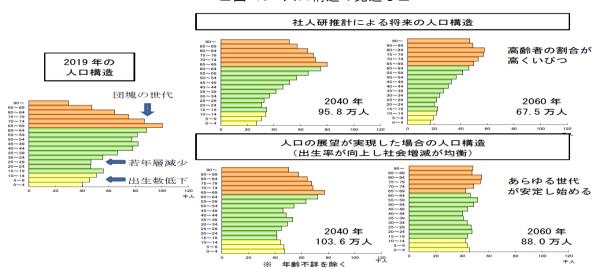


■図 15 本県の年齢区分別人口の推移と長期的な見通し■

出典:岩手県人口ビジョン(令和2年3月)

若い世代の希望や岩手で住みたい、働きたい、帰りたいと願う多くの方々の希望に応え、人口の展望が実現すると、2040年に人口は100万人程度確保されます。

更に、将来的に人口は安定期を迎え、図16のような人口構造を迎えることが期待できます。



■図 16 人口構造の見通し■

出典:岩手県人口ビジョン(令和2年3月改訂)

### 2.3.1 今後の経費見込みと充当可能な予算額

県が現在、保有している公共施設等をすべて維持すると仮定した場合の、今後 30 年間の 修繕・更新等に係る経費を以下の条件で試算します。

■公共施設等の修繕・更新等に係る将来費用の試算条件■

### 【公共施設】

○対象費用

各個別施設計画を踏まえ、維持管理修繕費、改修、更新等経費を算定

- ○試算条件の例外
- ① 30年間(2050年)まで個別施設計画の計画期間がない場合は、施設の特性に応じて、個別施設計画における経費見込みの平均額や過去5年の決算額平均などから推計し、算定計上
- ② 建設年を基準に30年後までに築70年(鉄筋コンクリートの庁舎等の耐用年数50年に対し、長寿命化対策を講じることにより20年間存続期間を延伸)に達する公共施設等について、現在と同じ延床面積で建替えすると仮定し、延床面積の数量に単価(総務省が提供している更新費用試算ソフトによる)を乗じることにより試算し、対象費用に加算(個別施設計画において建替費用を計上しているものを除く。)

#### 【インフラ施設】

○対象費用

各個別施設計画を踏まえ、維持管理修繕費、改修、更新等経費を算定

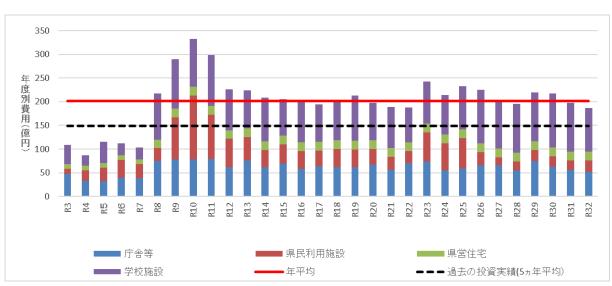
○試算条件の例外

30年間(2050年)まで個別施設計画の計画期間がない場合は、施設の特性に応じて、個別施設計画における経費見込みの平均額や過去5年の決算額平均などから推計し、算定計上

- ・維持管理修繕:施設、設備、構造物等の機能維持のために必要な補修・ 修繕・点検・調査など
- ・改修:施設、設備、構造物等の機能向上等の改修(大規模改修、耐震改修、長寿命化改修など)経費
- ・更新等:施設等の建替え、更新(除却を含む。)経費

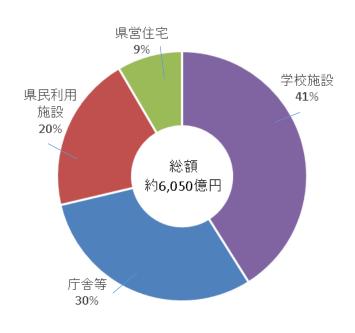
### (1) 公共施設

県が保有する公共施設の修繕・更新等に係る経費について、前頁の条件に基づき試算した結果、今後30年間で約6,050億円、年平均で約202億円が必要となることが試算されました。これは、過去5年間の平均投資額(約149億円)の約1.4倍に相当します。



■図 17 今後 30 年間の経費の見込み(公共施設)■

## ■図 18 今後 30 年間の経費の見込み内訳(公共施設)■



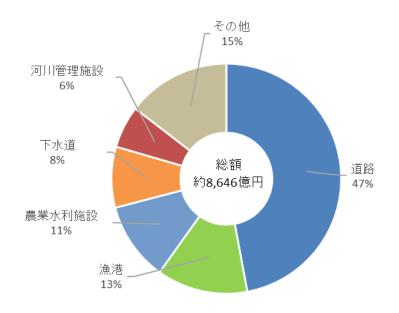
### (2) インフラ施設

県が保有するインフラ施設の修繕・更新等に係る経費について、17頁の条件に基づき試算した結果、今後30年間で約8,646億円、年平均で約288億円必要となることが試算されました。これは、過去5年間の平均投資額(約627億円)の約0.5倍に相当します。



■図 19 今後 30 年間の経費の見込み (インフラ施設) ■

### ■図 20 今後 30 年間の経費の見込み内訳(インフラ施設)■



中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

### ◆今後30年間の経費見込み

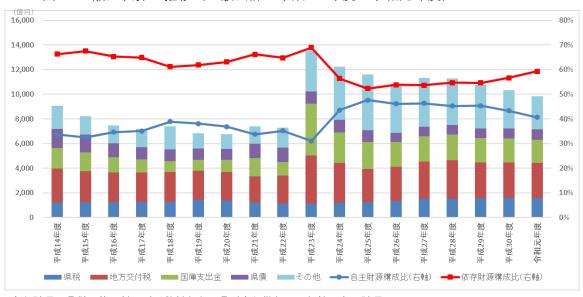
中長期的な経費の見込みについて、令和2年度における公共施設等の状況を踏まえ、令和3年度 (2021)年度を起点に、令和32年度 (2050)までの30年間の期間に関し、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新等の経費区分ごとに算出しました。

(百万円)

|     |           | 維持管      | 改修 ②     | 更新等 ③    | 合計 ④        | 耐用年数経       | 長寿命化対        | 長寿命化   | 現在要し    |
|-----|-----------|----------|----------|----------|-------------|-------------|--------------|--------|---------|
|     | 経費区分      | 理・修繕     |          |          | 1+2+3       | 過時に単純       | 策等の効果        | 対策等に   | ている経    |
|     |           | 1        |          |          |             | 更新した場       | 額 ⑥          | よる経費   | 費(H28~  |
|     |           |          |          |          |             | 合 ⑤         | 4-5          | 削減率    | R2の5年   |
|     |           |          |          |          |             |             |              | (%) ⑦  | 平均) ⑧   |
| 普   | 建築物(a)    | 32, 924  | 263, 816 | 308, 252 | 604, 992    | 720, 570    | △115, 578    | △16.0  | 14, 861 |
| 通   | インフラ施設    | 464, 677 | 161, 746 | 238, 127 | 864, 550    | 1, 724, 044 | △859, 494    | △49. 9 | 62, 684 |
| 会   | (b)       |          |          |          |             |             |              |        |         |
| 計   | 計 (a+b)   | 497, 601 | 425, 562 | 546, 379 | 1, 469, 542 | 2, 444, 614 | △975, 072    | △39. 9 | 77, 545 |
| 公   | 建築物 (c)   | 4, 480   | 131, 794 | 0        | 136, 274    | 192, 119    | △55, 845     | △29. 1 | 2, 796  |
| 営   | インフラ施設    | 16, 529  | 36, 334  | 65, 130  | 117, 993    | 117, 993    | 0            | 0      | 5, 965  |
| 事   | (d)       |          |          |          |             |             |              |        |         |
| 業   | 計 (c+d)   | 21, 009  | 168, 128 | 65, 130  | 254, 267    | 310, 112    | △55, 845     | △18.0  | 8, 761  |
| 会   |           |          |          |          |             |             |              |        |         |
| 計   |           |          |          |          |             |             |              |        |         |
| 建築  | 物 計 (a+c) | 37, 404  | 395, 610 | 308, 252 | 741, 266    | 912, 689    | △171, 423    | △18.8  | 17, 657 |
| イン  | フラ施設 計    | 481, 206 | 198, 080 | 303, 257 | 982, 543    | 1, 842, 037 | △859, 494    | △46. 7 | 68, 649 |
| (b- | + d)      |          |          |          |             |             |              |        |         |
| 合計  | (a+b+c+d) | 518, 610 | 593, 690 | 611, 509 | 1, 723, 809 | 2, 754, 726 | △1, 030, 917 | △37. 4 | 86, 306 |

#### 2.3.2 財政に関する状況

県の財政規模は、平成23年度以降は震災復旧・復興の影響で突出していますが、震災以前の平成22年度までは減少~横ばい傾向にありました。また、歳入について震災以前に着目すると、自主財源の推移はほぼ横ばいで推移していますが、今後の人口減少及び少子高齢化の進行を考慮すると、自主財源のさらなる減少が見込まれます。

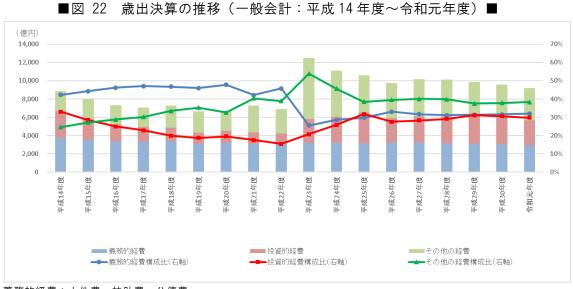


■図 21 歳入決算の推移(一般会計:平成 14 年度~令和元年度)■

自主財源:県税、使用料及び手数料など、県が自ら徴収又は収納できる財源

依存財源:地方交付税や国庫支出金など、国から一定の額を交付されたり割り当てられたりする財源

一方、歳出について震災以前に着目すると、人件費や扶助費といった義務的経費の推移 はほぼ横ばいにある一方で、道路、学校などの建設や建替え、改修といった社会資本を整 備するための経費である投資的経費については減少傾向にあります。震災以後は、義務的 経費及び投資的経費ともに横ばい傾向にありますが、今後、高齢化等に伴う社会保障関係 費の増や高水準で推移する県債の償還に対応するため、より一層厳しい財政状況が続くこ とが見込まれます。



義務的経費:人件費、扶助費、公債費

投資的経費:普通建設事業費、災害復旧事業費

その他の経費:物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資・出資金、貸付金

# 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 3.1. 計画期間

平成27年度~令和6年度までの10年間を計画期間とします。ただし、取組の進捗状況を毎年度フォローアップし、必要に応じて、随時見直すものとします。

### 3.2. 現状や課題に関する基本認識

「第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し」から、本県の公共施設等の総合的かつ 計画的なマネジメントを進めるにあたり、以下のような課題に対応する必要があります。

### 3.2.1 公共施設等の老朽化への対応

本県は、高度成長期から昭和50年代を中心に整備した多くの公共施設等を保有しており、 今後、老朽化する施設が着実に増加することが見込まれています。公共施設では、令和2年 度現在、建設後50年以上経過しているものは約10%ですが、30年後にはその割合が約77%に なることが見込まれています。また、インフラ施設や公営企業施設についても同様に、老朽 化する施設が増加することが見込まれており、今後、多くの施設が大規模修繕や更新が必要 となる時期を迎えることから、増大する維持管理や修繕、更新等に要する経費への対応が課 題となっています。

一方、県の財政状況は、厳しい状況が続いており、道路や学校などの新設や更新、改修 といった社会資本を整備するための経費である投資的経費は減少傾向にあり、今後とも人 口減少及び少子高齢化の進行により、扶助費等の義務的経費の増加や税収の減少など硬直 化した財政状況の継続が見込まれます。

こうした状況を踏まえ、ランニングコストの抑制など効率的な維持管理に努めるととも に、計画的な修繕や更新等により、中長期的な展望に立って財政負担の軽減を図ることが 求められています。

#### 3.2.2 社会経済情勢等の変化への対応

岩手県では、出生率の向上と人口の社会減ゼロの実現を目指すふるさと振興に取り組むこととしており、これが実現した場合の将来の人口を令和 22 年(2040 年) に約 104 万人と展望しています。

一方、この人口の展望が実現した場合であっても、県の総人口は平成22年(2010年) 比で約2割の減少が見込まれるほか、世代別人口を見ても、当分の間は年少人口及び生産 年齢人口が減少する一方で、老年人口は増加する、いわゆる少子高齢化が進行することが 見込まれています。

公共施設等は、これまで人口の増加に伴った市街地の拡大や経済活動の拡大など社会・ 経済的な要請に応えて整備されてきましたが、人口減少や人口構造の変化をはじめとする 社会経済情勢等の変化に即した的確な対応が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、地域を支える基盤の一つである公共施設等の役割に留意しつつ、 人口動態を踏まえた将来の利用需要の変化を的確に捉え、施設の規模や配置、提供する機 能などを適切に判断し、今後のあり方を検討する必要があります。 また、地球温暖化防止対策など環境への配慮や公共施設等のマネジメントに取り組む市町村等との連携など新たな視点を踏まえながら率先して対応する必要があります。

### 3.2.3 災害への対応

東日本大震災津波を教訓とし、いかなる大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を 負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築 に向けた取組が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす庁舎 や多くの県民が利用する公共施設、緊急輸送道路における橋梁等のインフラ施設などに求 められる機能を維持・強化する必要があります。

### 3.3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

#### 3.3.1 基本的な方針

「3.2 現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、以下の3つの基本方針を柱とし、 次頁以降に示す具体的な取組方針に基づき、本県の公共施設等の総合的かつ計画的なマネ ジメントを推進していきます。

### 方針Ⅰ:コスト縮減・財政負担の平準化

計画的な維持管理と長寿命化を推進し、公共施設等の維持管理や修繕、更新等に係る中長期的なコストの縮減・財政負担の平準化に取り組みます。

### 方針Ⅱ:施設規模・配置・機能等の適正化

「第2期岩手県ふるさと振興総合戦略」に掲げる4つの基本目標のひとつである「豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指す」の趣旨を踏まえながら、 人口動態に対応した公共施設等のあり方を検討し、施設規模や配置、機能等の適正化に取り組みます。

併せて、公共施設等のあり方の検討に当たっては、環境への配慮や市町村等との連携などについても十分考慮します。

### 方針Ⅲ:安全・安心の確保

「第2期岩手県国土強靱化地域計画」に位置付けられる施策との整合性を図りながら、 計画的な耐震化の推進や定期的な点検・診断、修繕などにより、公共施設等に求められる 機能を維持・強化し、県民、施設利用者等の安全・安心を確保します。

#### 3.3.2 具体的な取組方針

### (1) 点検・診断等の実施方針

### ① 定期的な点検・診断の実施

統一的な基準に基づく点検・診断マニュアル等を整備するとともに、全庁的な点検実施体制を構築し、中長期的なコスト縮減・財政負担の平準化に向けて定期的な点検・診断の実施に取り組みます。

### ② 継続的に実施可能な点検・診断体系の構築

施設特性に応じた合理的な点検・診断方法の検討を進め、具体的な方法や頻度、外部 委託や地域住民との協働を含めた実施体制などについて精査し、継続的に実施可能な点 検・診断体系を構築します。

また、情報通信技術などの新技術の導入についても検討を進め、点検・診断の高度化・ 効率化についても取り組みます。

### ③ 点検・診断結果の一元管理の推進

維持管理の効率化・高度化に向けて、施設台帳や点検・診断結果等の情報の蓄積や活用に取り組み、データベース構築等により情報の一元管理を推進します。

### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

#### ① 計画的な維持管理の実施

本計画に基づく個別施設計画の策定を推進し、施設特性に応じた対策の優先順位を設定し、中長期的な視点に立った財政負担の平準化を図りながら、計画的な維持管理を実施します。

また、個別施設計画に類する計画を既に策定している施設についても、点検・診断結果の分析に基づき、随時、計画の見直しを行います。

### ② 新設・更新時におけるライフサイクルコストの縮減

新設・更新の際には、省エネルギー対策や日常的な点検・小修繕等の維持管理の容易性に配慮した構造や仕様、高耐久性材料等を採用することによりライフサイクルコストの縮減に努めます。

#### ③ 環境負荷低減への取組

立地条件等を踏まえた再生可能エネルギーの導入の検討や環境に配慮した材料選定、施設の長寿命化による建設廃棄物の発生抑制など、環境負荷の低減に取り組みます。

#### (3) 安全確保の実施方針

#### ① 高度の危険性が認められた場合の対応ルール確立

点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止などの緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施するなど、安全確保に向けた対応ルールの確立に取り組みます。

#### ② 用途を廃止した施設の適切な管理

用途を廃止し、今後とも利用の見込みのない施設については、施設特性や周辺の環境等を総合的に勘案し、安全確保の観点から可能な限り速やかな除却に努めます。

また、諸般の事情により早急な除却が困難な施設についても、防護柵の設置等による

立入禁止措置や定期的な見回りにより、安全の確保に十分配慮するなど適切な管理に取り組みます。

### (4) 耐震化の実施方針

### ① 耐震改修促進計画等の推進

多くの県民が利用する公共施設については、「第3期岩手県耐震改修促進計画」に基づき着実に耐震化を推進します。

また、インフラ施設についても、耐震対策の必要性を把握したうえ、施設特性に応じた取組の優先度を設定し、「第2期岩手県国土強靱化地域計画」に位置付けられる施策との整合性を図りながら、計画的な対策の推進に取り組みます。

#### ② 効率的な対策実施

長寿命化対策と耐震対策を同時に施工することによりコスト縮減を図るなど、大規模 修繕等の機会を捉えた効率的な対策を実施します。

### (5) 長寿命化の実施方針

### ① 予防保全型維持管理の実施

定期的な点検・診断結果に基づいた適時適切な修繕の実施や高耐久性材料、工法選定 といった「予防保全型維持管理」に取り組みます。

### ② 長寿命化対象の選別

老朽化の状況や利用状況、長寿命化対策によるコスト縮減効果などを総合的に勘案し、 今後とも長期間にわたり、県が保有し、行政サービスを提供することが適当な施設を選 別して計画的に長寿命化を実施します。

### (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

すべての人が安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに対応した公共施設 等の整備、改修に取り組みます。

### (7) 脱炭素化の推進方針

地球温暖化の大きな要因となっている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑えるため、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素化に対応した公共施設等の整備、改修に取り組みます。

### (8) 統合や廃止の推進方針

### ① 施設規模・総量の適正化と有効活用

人口動態などの社会経済情勢の変化に対応し、縮小可能な施設の統合や廃止について 検討するなど、情勢の変化に合わせた施設規模・総量の適正化に取り組みます。

また、これら統廃合等により生じた未利用施設については、「県有未利用資産等活用・ 処分方針」に基づく売却その他の有効活用を進めます。

本県では、岩手県人口ビジョンにおいて、2040 年に 100 万人程度の人口を確保することを目指しており、この人口減少率に応じた公共施設の施設規模・総量の適正化について、

今後の財政見通しを踏まえた公共施設の維持管理及び行政サービスの提供を持続可能なものとしていくため、本計画期間である令和6年度までにおける公共施設に係る県民1人当たりの負担額を、過去5年間の実績を踏まえ、12,000円以下となるようコスト縮減・財政負担の平準化を図ります。

また、2040年(令和22年度)までに、学校施設を除く庁舎や県民利用施設などの公共施設の延床面積を85%程度(令和2年度比)となるよう見直しを進めます。

なお、施設規模・総量の適正化の取組に当たっては、地域特性や地域活性化への配意の 上、維持管理及び利活用に係る様々な創意工夫を図りながら、今後の社会情勢の変化、人 口動態、財政状況などに応じ適宜見直しを行っていきます。

### ② 市町村等との連携

効率的な行政サービスの提供やコスト縮減等の観点から、国や市町村と連携を図り、 相互に類似する機能を有する施設を整備する際には、施設規模や機能分担についての調 整に努めます。

また、類似の民間サービス提供事業者との役割分担や連携についても検討します。

### (9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

### ① 全庁的な取組体制の整備

庁内部関係部局による会議体である「岩手県公共施設等総合管理計画推進会議」を設置し、部局間の情報共有や調整、各施設所管室課による取組の支援、計画の進捗管理、 財政負担の平準化等の調整を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

### ② 民間活力の導入

民間の技術やノウハウ、資金等を活用することにより、公共施設等の維持管理・更新の効率化、サービスの質的向上、財政負担の軽減が図られる事業については、PPP/PFIの活用など民間活力の導入について検討します。

また、各施設の特性等を踏まえつつ、公共施設等の維持管理の担い手としての役割が期待される地域住民等との協働を推進します。

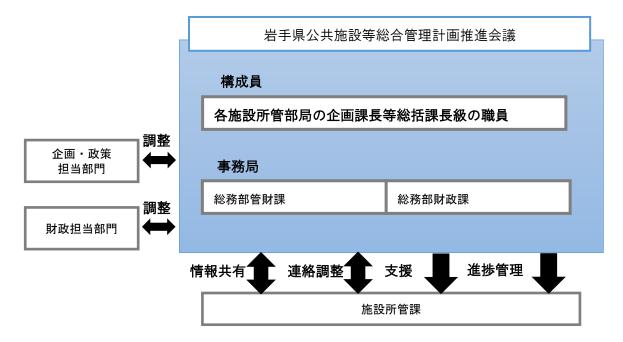
#### ③ 施設管理者の技術力向上

各施設の管理者に対する定期的な技術研修会、連携会議の開催など、技術支援体制を 構築し、施設管理者の技術力向上を図ります。

# 3.4 全庁的な取組体制と情報共有

全庁的な取組体制として「岩手県公共施設等総合管理計画推進会議」を設置し、部局間の情報共有や調整、各施設所管課の取組支援と計画の進捗管理、財政負担の平準化等との調整を行い、総合的かつ計画的な管理を推進します。

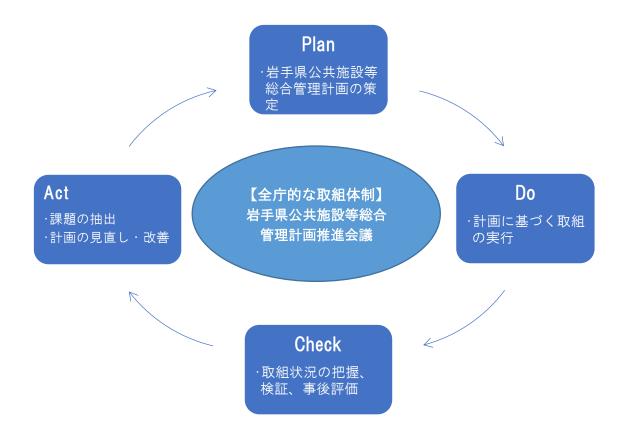
### ■図 23 全庁的な取組体制【岩手県公共施設等総合管理計画推進会議】■



# 3.5. フォローアップの実施方針

本計画を継続して発展させるため、PDCA サイクルに基づき、社会経済情勢の変化や本県の行財政改革の推進状況、今後策定する個別施設計画に基づいた取組状況に応じて、定期的に見直しを行い、計画の充実・深度化を図っていきます。

■図 24 PDCAサイクルに基づく継続的な取組■



# ■ 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

# 4.1 公共施設

## 4.1.1 庁舎等

| 対象施設                                    | 県庁舎、警察署、試験研究機関等   |
|---|---|
| 総論                                      | 庁舎等については、建築基準法に基づく定期点検の実施や「第3期岩手県耐震改修促進計画」に基づく耐震化等により、県民、来庁者等の安全・安心の確保に努めているところである。<br>今後は、老朽化に伴う維持管理や修繕、更新等に要する経費の増大が懸念されることから、法定点検対象外の施設についても予防保全の観点から定期的な点検に取り組むとともに、部局横断による計画的な維持管理・長寿命化を推進していく。  |
| 項目                                      | 取組方針  |
| ①点検·診断等の<br>実施方針                        | ・ 法定点検の対象施設については、引き続き確実に定期点検を実施するとともに、安全性の点検に加えて、耐久性、機能性の確認のために合理的な点検基準(マニュアル等)を整備し、法定点検対象外の施設についても、併せて統一的な基準の下で点検・確認に取り組む。<br>・ 点検結果や補修履歴等の情報の蓄積に取り組み、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。   |
| ②維持管理・修<br>繕·更新等の実施<br>方針               | ・ 目標耐用年数等長寿命化基準や修繕・更新の優先度を判断する際の基準等を整理した「岩手県公共施設個別施設計画策定指針」及び個別施設計画に基づき、計画的に対策を実施する。  |
| ③安全確保の実<br>施方針                          | <ul> <li>・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。</li> <li>・ 用途を廃止し、今後とも利用の見込みのない施設については、施設特性や周辺の環境等を総合的に勘案し、安全確保の観点から可能な限り速やかな除却に努める。また、早急な除却が困難な施設についても、防護柵の設置等による立入禁止措置等により安全の確保に十分配慮する。</li> </ul> |
| ④耐震化の実施<br>方針                           | ・ 県庁舎及び各地区合同庁舎については、大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を確保するため、「第3期岩手県耐震改修促進計画」に基づき計画的に耐震診断を行い、継続して庁舎本体の耐震化を推進する。<br>・ その他「第3期岩手県耐震改修促進計画」対象外施設の耐震化に当たっては、長寿命化対策等との整合性を図りながら効率的な対策を実施する。   |
| ⑤長寿命化の実<br>施方針                          | · 全庁的な観点から、老朽化の状況や利用状況、長寿命化対策によるコスト縮減効果などを総合的に勘案し、長寿命化対象施設を絞り込み、施設特性や老朽化の状況に応じた適切な時期に対策を実施する。   |
| ⑥ユニバーサル<br>デザイン化の推<br>進方針               | ・ すべての人が安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに対応した施設整備、改修に取り組む。  |
| ⑦脱炭素化の推<br>進方針                          | · 地球温暖化の大きな要因となっている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑えるため、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素化に対応した施設整備、改修に取り組む。  |
| ⑧統合や廃止の<br>推進方針                         | ・ 効率的な行政サービスの提供やコスト縮減の観点から、国や市町村と連携を図り、相互に類似する機能を有する施設を整備する際には、あらかじめ施設規模や機能分担の調整に努める。<br>・ 未利用施設については、「県有未利用資産等活用・処分方針」に基づく売却その他の有効活用を進める。  |
| ⑨総合的かつ計<br>画的な管理を実<br>現するための体<br>制の構築方針 | ・ 公共施設を対象とした部局横断的な連携会議等を設置し、点検基準、「岩手県公共施設個別施設計画策定指針」等の検討・整備、フォローアップを行う。 ・ 新設・更新する際は、PPP/PFIの活用など民間活力の導入について検討する。 ・ 日常点検を実施する施設職員の施設管理の知識向上に向け、研修会等を実施する。  |

# ●アクションプラン

| H27 年度~R2 年度<br>(2020)         | R3 年度<br>(2021) | R4 年度<br>(2022) | R5 年度<br>(2023) | R6 年度<br>(2024) |  |  |
|--------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|--|
| 建築基準法に基づく                      | '<br>〈定期点検の継続実施 |                 |                 |                 |  |  |
| 法定点検外施設の点検基準整備                 | '<br>基準に基づく統一的な | は一点検等の継続実施      |                 |                 |  |  |
| 公共施設個別施設計<br>画策定指針等の整備         | 計画に基づく事業実       | <br>            |                 |                 |  |  |
| 個別施設計画<br>の策定                  | 可画に至りてザボス       | <b>€</b> // E   |                 |                 |  |  |
| 「岩手県耐震改修促進計画」の推進(対象外の施設の耐震化検討) |                 |                 |                 |                 |  |  |
|                                |                 |                 |                 |                 |  |  |

# 4.1.2 県民利用施設

| 4.1.2 県氏                                | 列用施設<br>   |
|---|--|
| 対象施設                                    | 体育館、博物館、ホール等   |
| 総論                                      | 県民利用施設については、建築基準法に基づく定期点検の実施や施設の耐震化により、県民、施設利用者等の安全・安心の確保に努めているところである。<br>今後は、老朽化に伴う維持管理や修繕、更新等に要する経費の増大が懸念されることから、施設の利用状況、人口減少による施設利用需要の変化等を見据えた施設規模・総量等の適正化を図るとともに、部局横断による計画的な維持管理・長寿命化を推進していく。                                      |
| 項目                                      | 取組方針   |
| ①点検・診断等<br>の実施方針                        | ・ 法定点検の対象施設については、引き続き確実に定期点検を実施するとともに、安全性の点検に加えて、耐久性、機能性の確認のために合理的な点検基準(マニュアル等)を整備し、法定点検対象外の施設についても、併せて統一的な基準の下で点検・確認に取り組む。<br>・ 点検結果や補修履歴等の情報の蓄積に取り組み、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。  |
| ②維持管理・修<br>繕・更新等の実<br>施方針               | ・ 目標耐用年数等長寿命化基準や修繕・更新の優先度を判断する際の基準等を整理した「岩手県公共施設個別施設計画策定指針」及び個別施設計画に基づき、計画的に対策を実施する。   |
| ③安全確保の実<br>施方針                          | ・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。 ・ 用途を廃止し、今後とも利用の見込みのない施設については、施設特性や周辺の環境等を総合的に勘案し、安全確保の観点から可能な限り速やかな除却に努める。また、早急な除却が困難な施設についても、防護柵の設置等による立入禁止措置等により安全の確保に十分配慮する。 |
| ④耐震化の実施<br>方針                           | · 多くの県民が利用する県民利用施設について、計画的に耐震診断を実施するとともに、耐震化に当たっては、長寿命化対策等との整合性を図りながら効率的な対策を実施する。  |
| ⑤長寿命化の実<br>施方針                          | · 全庁的な観点から老朽化の状況や利用状況、長寿命化対策によるコスト縮減効果などを総合的に勘案し、長寿命化を図る施設を絞り込み、施設特性や老朽化の状況に応じた適切な時期に対策を実施する。  |
| ⑥ユニバーサル<br>デザイン化の推<br>進方針               | · すべての人が安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに対応した施設整備、改修に取り組む。   |
| ⑦脱炭素化の推<br>進方針                          | ・ 地球温暖化の大きな要因となっている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑えるため、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素化に対応した施設整備、改修に取り組む。   |
| ⑧統合や廃止の<br>推進方針                         | <ul> <li>施設の利用状況、人口減少による施設利用需要の変化等を踏まえた施設規模・総量の適正化に取り組む。</li> <li>効率的な行政サービスの提供やコスト縮減の観点から、国や市町村との連携を図り、相互に類似する機能を有する施設を整備する際には、あらかじめ施設規模や機能分担の調整に努める。</li> <li>未利用施設については、「県有未利用資産等活用・処分方針」に基づく売却その他の有効活用を進める。</li> </ul>             |
| ⑨総合的かつ計<br>画的な管理を実<br>現するための体<br>制の構築方針 | ・ 公共施設を対象とした部局横断的な連携会議等を設置し、点検基準、「岩手県公共施設個別施設計画策定指針」等の検討・整備、フォローアップを行う。 ・ 新設・更新する際は、PPP/PFIの活用など民間活力の導入について検討する。 ・ 日常点検を実施する施設職員の施設管理の知識向上に向け、研修会等を実施する。   |

# ●アクションプラン

| H27 年度~R2 年度<br>(2020) | R3 年度<br>(2021) | R4 年度<br>(2022) | R5 年度<br>(2023) | R6 年度<br>(2024) |  |  |  |
|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|--|--|
| 建築基準法に基づく              | 〈 定期点検の継続実施     |                 |                 |                 |  |  |  |
| 法定点検外施設<br>の点検基準整備     |                 |                 |                 |                 |  |  |  |
| 公共施設個別施設計<br>画策定指針等の整備 | 計画に基づく事業        | 実施              |                 |                 |  |  |  |
| 個別施設計画<br>の策定          |                 |                 |                 |                 |  |  |  |

#### 4.1.3 県営住宅

| 4.1.3 宗宮仕                                     | -  |
|---|--|
| 対象施設  | 住宅、集会所等  |
| 総論  | 県営住宅については、平成 21 年度に「岩手県公営住宅等長寿命化計画」を策定し、計画的な維持管理・長寿命化に着手している。<br>東日本大震災津波からの復興による、災害公営住宅が供給され、管理戸数の地域バランスに変化が生じ、人口減少により公営住宅の需要にも変化が生じている。令和 3 年度に計画の改訂を行うとともに、計画に基づく事業を着実に実施していく。  |
| 項目  | 取組方針   |
| ①点検·診断等の<br>実施方針                              | ・ 建築基準法に基づく定期点検について、引き続き確実に実施する。<br>・ 点検結果や補修履歴等の情報について、構築済のデータベースへの着<br>実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化に活用する。   |
| ②維持管理・修<br>繕・更新等の実施<br>方針                     | ・ 岩手県公営住宅等長寿命化計画(個別施設計画)について、令和3年<br>度に改訂を行い、計画的な維持管理、修繕及び用途廃止に向けた取組を<br>実施する。   |
| ③安全確保の実<br>施方針                                | ・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。 ・ 用途を廃止し、今後とも利用の見込みのない施設については、施設特性や周辺の環境等を総合的に勘案し、安全確保の観点から可能な限り速やかな除却に努める。また、早急な除却が困難な施設についても、防護柵の設置等による立入禁止措置等により安全の確保に十分配慮する。 |
| ④耐震化の実施<br>方針                                 | ・ すべての住宅の耐震性が確保されていることについて、確認済みである。  |
| ⑤長寿命化の実<br>施方針                                | ・ 岩手県公営住宅等長寿命化計画(個別施設計画)について令和3年度<br>に改訂を行い、計画的に対策を実施する(岩手県住宅マスタープランに<br>合わせ5年に1回の頻度で計画を見直し)。  |
| ⑥ユニバーサル<br>デザイン化の推<br>進方針                     | · すべての入居者が安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに対応した施設整備、改修に取り組む。   |
| ⑦脱炭素化の推<br>進方針                                | ・ 地球温暖化の大きな要因となっている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑えるため、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素化に対応した施設整備、改修に取り組む。   |
| <ul><li>⑧統合や廃止の<br/>推進方針</li></ul>            | ・ 岩手県公営住宅等長寿命化計画(個別施設計画)について令和3年度<br>に行う改訂に併せて、維持管理、修繕及び用途廃止に向けた取組を実施<br>する。   |
| <ul><li>⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</li></ul> | ・ 引き続き指定管理者制度を活用し、指定管理者と連携しながら効率的<br>な点検、維持管理を実施する。  |

| H27 年度~R2 年度<br>(2020)             | R3 年度<br>(2021) | R4 年度<br>(2022) | R5 年度<br>(2023) | R6 年度<br>(2024) |  |
|------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|
| 建築基準法に基づく定期点検の継続実施                 |                 |                 |                 |                 |  |
| 計画に基づく<br>事業実施 計画に基づく<br>事業実施 事業実施 |                 |                 |                 |                 |  |

# 4.1.4 学校施設

| 4.1.4 字校施設                                    |   |  |  |
|---|---|--|--|
| 対象施設  | 校舎、実習棟等   |  |  |
| 総論  | 学校施設については、建築基準法に基づく定期点検の実施や「第3期岩手県耐震改修促進計画」に基づく施設の耐震化により生徒等の安全・安心の確保に努めてきたところである。<br>今後は老朽化に伴う維持管理や修繕、更新等に要する経費の増大が懸念されることから、コスト縮減・費用の平準化に向け、個別施設計画に基づき、計画的な対策を実施していく。  |  |  |
| 項目  | 取組方針  |  |  |
| ①点検・診断等<br>の実施方針                              | · 建築基準法に基づく定期点検について、引き続き確実に実施する。<br>· 点検結果や補修履歴等の情報の蓄積に取り組み、蓄積したデータを維<br>持管理の効率化、高度化に活用する。  |  |  |
| ②維持管理・修<br>繕・更新等の実<br>施方針                     | · 「①危険改善、②機能保全、③(教育)環境改善、④予防保全(耐用年数)」を基本に、コスト縮減・平準化に向け、個別施設計画に基づき、緊急性を考慮しながら計画的な維持保全に努める。   |  |  |
| ③安全確保の実<br>施方針                                | <ul> <li>点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を講ずる。</li> <li>用途を廃止し、今後、利用の見込みのない施設については、施設特性や周辺の環境等を総合的に勘案し、安全確保の観点から可能な限り速やかな除却に努める。また、早急な除却が困難な施設についても、防護柵の設置等による立入禁止措置等により安全の確保に十分配慮する。</li> </ul> |  |  |
| ④耐震化の実施<br>方針                                 | · 「第3期岩手県耐震改修促進計画」対象外の小規模施設についても、<br>耐震診断を計画的に実施し耐震性の低い建築物について耐震化に向け<br>効率的な対策を実施する。  |  |  |
| ⑤長寿命化の実<br>施方針                                | ・ 令和3年5月に策定した「新たな高等学校再編計画後期計画」との整合性を図りながら、長寿命化対策によるコスト縮減効果などを総合的に勘案し、個別施設計画に基づき、施設毎の老朽化の状況に応じ適切な時期に計画的に対策を実施する。   |  |  |
| ⑥ユニバーサル<br>デザイン化の推<br>進方針                     | · すべての人が安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに対応した施設整備、改修に取り組む。  |  |  |
| ⑦脱炭素化の推<br>進方針                                | ・ 地球温暖化の大きな要因となっている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑えるため、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素化に対応した施設整備、改修に取り組む。  |  |  |
| ⑧統合や廃止の<br>推進方針                               | ・ 令和3年5月に策定した「新たな高等学校再編計画後期計画」との整合性を図りながら、引き続き取り組む。 ・ 未利用施設については、「県有未利用資産等活用・処分方針」に基づく売却その他の有効活用を図る。 ・ 老朽化した校舎等の改築に当たっては、市町村、民間との協働による施設整備も含め取り組む。  |  |  |
| <ul><li>⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</li></ul> | ・ 日常点検を実施する学校職員の施設管理の知識向上に向け、研修会等<br>を実施する。   |  |  |

| H27 年度~R2 年度<br>(2020) | R3 年度<br>(2021) | R4 年度<br>(2022) | R5 年度<br>(2023) | R6 年度<br>(2024) |  |
|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|
| 建築基準法に基づく定期点検の継続実施     |                 |                 |                 |                 |  |
| 個別施設計画 事               | 業実施             |                 |                 |                 |  |
|                        |                 |                 |                 |                 |  |
| 「岩手県耐震改修促進計画」の推進       |                 |                 |                 |                 |  |
|                        |                 |                 |                 |                 |  |

# 4.2 インフラ施設

## 4.2.1 道路

| 4.2.1 追附                                      |  |
|---|--|
| 対象施設  | 道路舗装、橋梁、トンネル、大型道路構造物   |
| 総論  | 橋梁、トンネル及び大型道路構造物については、定期点検結果等を踏まえたより効果的で効率的な維持管理を推進するため、令和2年度に長寿命化修繕計画(個別施設計画)を改定(策定)している。<br>今後は、計画に基づき早期に修繕等の措置が必要な施設への対策を集中的に実施し「予防保全型インフラメンテナンス」への転換を着実に進めるとともに、定期点検結果等を踏まえた計画の見直しを適宜実施し、施設の長寿命化と中長期的なトータルコストの縮減を図る。 |
| 項目  | 取組方針   |
| ①点検・診断等<br>の実施方針                              | ・ 橋梁、トンネル及び大型道路構造物については、道路法に基づき、5年に1回の頻度で近接点検による定期点検を実施し、健全性を診断する。 ・ 道路舗装等のその他の施設については、施設の特性等に応じて合理的な点検を実施する。 ・ 定期点検結果や補修履歴等の情報を蓄積するとともに、新技術等を活用して点検・診断等の効率化、高度化を推進する。   |
| ②維持管理・修<br>繕・更新等の実<br>施方針                     | · 国の防災·安全交付金等を活用し、個別施設計画に基づき早期に修繕<br>等の措置が必要な施設への対策を集中的に実施する。  |
| ③安全確保の実<br>施方針                                | · 定期点検により緊急又は早期に修繕等の措置を講ずべき状態と認められた場合は、速やかに必要な対策を実施する。   |
| ④耐震化の実施<br>方針                                 | · 大規模災害発生時等における緊急輸送を確保するため、国の防災·安全交付金等を活用し、緊急輸送道路の橋梁の耐震補強を推進する。<br>· 耐震化対策の実施に当たっては、長寿命化対策と同時施工することによりコスト縮減を図るなど、効率的に対策を実施する。  |
| ⑤長寿命化の実<br>施方針                                | · 国の防災·安全交付金等を活用し、個別施設計画に基づき早期に修繕等の措置が必要な施設への対策を集中的·計画的に実施して「予防保全型インフラメンテナンス」への転換を図り、施設の長寿命化を推進する。   |
| ⑥ユニバーサル<br>デザイン化の推<br>進方針                     | <u>—</u>   |
| ⑦脱炭素化の推<br>進方針                                | <del></del>  |
| ⑧統合や廃止の<br>推進方針                               |  |
| <ul><li>⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</li></ul> | · 岩手県道路メンテナンス会議や技術研修会の開催等により、職員の技<br>術力向上を図る。  |

|            | H27 年度~R2 年度<br>(2020) | R3 年度<br>(2021) | R4 年度<br>(2022) | R5 年度<br>(2023) | R6 年度<br>(2024) |
|------------|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 道路舗装       | 点検の継続実施                |                 |                 |                 |                 |
|            | 基準に基づく事業写              | <b>実施</b>       |                 |                 |                 |
| 橋梁         | 基準に基づく定期点              | (検の実施           |                 |                 |                 |
|            | 計画に基づく事業貿              | <b>尾施</b>       |                 |                 |                 |
| トンネル       | 基準に基づく定期点              | 気検の実施           |                 |                 |                 |
| 1 TU 14 DA | 計画に基づく事業貿              | <b>尾施</b>       |                 |                 |                 |
| 大型道路 構造物   | 基準に基づく定期点              | <b>複の実施</b>     |                 |                 |                 |
|            | 計画に基づく事業実              | <b>尾施</b>       |                 |                 |                 |
|            |                        |                 |                 |                 |                 |

#### 4.2.2 河川管理施設(ダムを除く)

| <u>4.2.2 /9기1</u> 1                           | 言理施設(ダムを除く)   |
|---|---|
| 対象施設  | 河道・堤防、水門、樋門・樋管、陸閘、排水機場、浄化施設、電気通信施<br>設及び水防倉庫  |
| 総論  | 河川管理施設については、日常点検、定期点検等の実施により施設の安全性、機能確保を図っているところである。<br>今後は老朽化に伴う維持管理や修繕、更新等に要する経費の増大が懸念されることから、コスト縮減・費用の平準化に向け、引き続き定期点検を継続するとともに、個別施設計画に基づく事業を着実に実施していく。 |
| 項目  | 取組方針  |
| ①点検・診断等<br>の実施方針                              | ・ 日常点検のほか、法令等に基づいて定期点検を実施する。<br>・ 点検結果や補修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータ<br>を維持管理の効率化、高度化に活用する。  |
| ②維持管理・修<br>繕・更新等の実<br>施方針                     | · 水門、樋門・樋管、陸閘等の個別施設計画に基づき、計画的で効率的<br>な維持管理を推進する。  |
| ③安全確保の実<br>施方針                                | · 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について速やかに補修・更新を行うとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。   |
| ④耐震化の実施<br>方針                                 | · 耐震の必要性について把握し、耐震化の必要性が確認された施設については、計画的に耐震化を実施していく。  |
| ⑤長寿命化の実<br>施方針                                | · 水門、樋門・樋管、陸閘等の個別施設計画に基づき、計画的な予防保<br>全型維持管理を推進する。   |
| ⑥ユニバーサル<br>デザイン化の推<br>進方針                     | _   |
| ⑦脱炭素化の推<br>進方針                                |   |
| ⑧統合や廃止の        推進方針                           |   |
| <ul><li>⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</li></ul> | · 担当者会議、各種研修会の開催等により職員の技術力向上を図る。<br>· 「いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度」の利用を促進し、<br>県民との協働による管理体制の構築を推進する。   |

| H27 年度~R2 年度<br>(2020)      | R3 年度<br>(2021) | R4 年度<br>(2022) | R5 年度<br>(2023) | R6 年度<br>(2024) |  |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|
| 基準に基づく定期点検の継続実施             |                 |                 |                 |                 |  |
| 個別施設計画の<br>策定<br>計画に基づく事業実施 |                 |                 |                 |                 |  |

#### 4.2.3 河川管理施設(ダム)

| 4.2.3 河川官                                     | 4.2.3 河川官理施設(ダム)  |  |  |  |
|---|---|--|--|--|
| 対象施設  | ダム  |  |  |  |
| 総論  | ダムについては、各ダムで定められている点検整備基準等に基づいて、<br>日常の点検等を実施し、ダムの安全性及び機能を長期的に保持するよう<br>努めているところである。<br>今後は、ダムの維持管理及び設備の更新等を、より効果的・効率的に<br>推進していくため、個別施設計画に基づく事業を着実に実施していく。             |  |  |  |
| 項目  | 取組方針  |  |  |  |
| ①点検・診断等の<br>実施方針                              | ・ 日常点検のほか、機械・電気設備は点検整備基準等に基づいた定期<br>点検を実施する。<br>・ 堤体(土木施設)については、国土交通省の点検要領等を参考に個<br>別施設計画の策定、見直しの頻度にあわせて実施する。<br>・ 点検結果や補修履歴等の情報の蓄積に取り組み、蓄積したデータを<br>維持管理の効率化、高度化に活用する。 |  |  |  |
| ②維持管理・修<br>繕・更新等の実施<br>方針                     | ・ 国の防災・安全交付金等を活用し、個別施設計画に基づく計画的で効率的な維持管理を推進する。  |  |  |  |
| ③安全確保の実<br>施方針                                | ・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設に<br>ついて速やかに補修・更新を行うとともに、これらの情報の蓄積・共<br>有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を<br>実施する。   |  |  |  |
| ④耐震化の実施<br>方針                                 | _   |  |  |  |
| ⑤長寿命化の実<br>施方針                                | ・ 国の防災・安全交付金等を活用し、個別施設計画に基づく計画的な<br>予防保全型維持管理を推進する。   |  |  |  |
| ⑥ユニバーサル<br>デザイン化の推<br>進方針                     | _   |  |  |  |
| ⑦脱炭素化の推<br>進方針                                | _   |  |  |  |
| ⑧統合や廃止の<br>推進方針                               | _   |  |  |  |
| <ul><li>③総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</li></ul> | ・ 担当者会議、各種研修会の開催等により職員の技術力向上を図る。  |  |  |  |

| H27 年度~R2 年度<br>(2020)      | R3 年度<br>(2021) | R4 年度<br>(2022) | R5 年度<br>(2023) | R6 年度<br>(2024) |  |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|
| 基準に基づく定期点検の継続実施             |                 |                 |                 |                 |  |
| 個別施設計<br>画の策定<br>計画に基づく事業実施 |                 |                 |                 |                 |  |

#### 4.2.4 海岸保全施設(河川課所管分)

| 1. 4. 千 /4/干体  | 4.2.4 海岸保工施設(河川誄所官分)                    |  |  |  |
|----------------|---|--|--|--|
| 対象施設           | 陸閘、水門、堤防、護岸等                            |  |  |  |
|                | 海岸保全施設については、日常点検、定期点検等の実施により施設の安        |  |  |  |
| 総論             | 全性、機能確保を図っているところである。                    |  |  |  |
| יואט בוווו     | 今後は、個別施設計画に基づき、施設及び施設を操作するために必要な        |  |  |  |
|                | 機械、器具等を良好な状態に保つよう、着実に維持管理を実施していく。       |  |  |  |
| 項目             | 取組方針                                    |  |  |  |
| <br>  ①点検·診断等の | ・ 日常点検のほか、法令等に基づいて定期点検を実施する。            |  |  |  |
| 実施方針           | ・ 点検結果や補修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータ       |  |  |  |
| 一一一一           | を維持管理の効率化、高度化に活用する。                     |  |  |  |
| ②維持管理・修        |   |  |  |  |
| 繕・更新等の実施       | ・ 個別施設計画に基づき、計画的で効率的な維持管理を推進する。         |  |  |  |
| 方針             |   |  |  |  |
|                | ・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設につ       |  |  |  |
| ③安全確保の実        | いて速やかに補修・更新を行うとともに、これらの情報の蓄積・共有化        |  |  |  |
| 施方針            | を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施す        |  |  |  |
|                |   |  |  |  |
| ④耐震化の実施        | ・・耐震の必要性について把握し、耐震化の必要性が確認された施設につ       |  |  |  |
| 方針             | いては、計画的に耐震化を実施していく。                     |  |  |  |
|                |   |  |  |  |
| ⑤長寿命化の実        | │<br>│ ・ 個別施設計画に基づき、計画的な予防保全型維持管理を推進する。 |  |  |  |
| 施方針            |   |  |  |  |
| ⑥ユニバーサル        |   |  |  |  |
| デザイン化の推        | _                                       |  |  |  |
| 進方針            |   |  |  |  |
| ⑦脱炭素化の推        |   |  |  |  |
| 進方針            | _                                       |  |  |  |
| ⑧統合や廃止の        | _                                       |  |  |  |
| 推進方針           |   |  |  |  |
| ⑨総合的かつ計        |   |  |  |  |
| 画的な管理を実        | ・ 庁内連絡会議の開催など、海岸保全施設を管理している河川課、農村       |  |  |  |
| 現するための体        | 建設課、漁港漁村課の連携を強化し、維持管理の効率化に努める。          |  |  |  |
| 制の構築方針         |   |  |  |  |

| H27 年度~R2 年度<br>(2020)      | R3 年度<br>(2021)               | R4 年度<br>(2022) | R5 年度<br>(2023) | R6 年度<br>(2024) |
|-----------------------------|-------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 点検基準の整備                     | <br> <br> <br> <br> <br> <br> | 険の継続実施          |                 |                 |
| 個別施設計画の<br>策定<br>計画に基づく事業実施 |                               |                 |                 |                 |

#### 4.2.5 砂防

| 4.2.3 1岁以          |  |
|--------------------|--|
| 対象施設               | 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設                          |
|                    | 砂防関係施設については、点検基準に基づき定期点検を実施していると                   |
| 総論                 | ころである。   |
|                    | 今後は個別施設計画に基づき、着実に事業を実施していく。                        |
| 項目                 | 取組方針   |
| <br>  ①点検・診断等      | ・ 日常点検のほか、定期点検を実施するとともに、点検結果や補修履歴                  |
| の実施方針              | 等の情報の蓄積に取り組み、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度                   |
| の <del>人</del> 加力可 | 化に活用する。  |
| ②維持管理・修            | <br> ・ 国の防災・安全交付金等を活用し、個別施設計画に基づく計画的で効             |
| 繕・更新等の実            | 本 国の防災で安主文的 並等を治用し、個別施設計画に基づく計画的で効   率的な維持管理を推進する。 |
| 施方針                | 学りな作が日年で1年にする。                                     |
| <br>  ③安全確保の実      | ・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設につ                  |
| 施方針                | いて応急工事などの緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・                   |
| ルピノン 並し            | 共有化を図る。  |
| ④耐震化の実施            | <u> </u>   |
| 方針                 |  |
| ⑤長寿命化の実            | ・ 国の防災・安全交付金等を活用し、定期的な施設点検を実施するとと                  |
| 施方針                | もに、個別施設計画に基づく、計画的な予防保全型維持管理を推進する。                  |
| ⑥ユニバーサル            |  |
| デザイン化の推            | <del>-</del>                                       |
| 進方針                |  |
| ⑦脱炭素化の推            | <u></u>  |
| 進方針                |  |
| ⑧統合や廃止の            | <u></u>  |
| 推進方針               |  |
| ⑨総合的かつ計            |  |
| 画的な管理を実            | │<br>│・ 点検レベルの向上を図るため職員研修会の開催等を検討する。               |
| 現するための体            | 「「「「「「」」」」 「「」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」             |
| 制の構築方針             |  |

|                            | H27年度~R2年<br>度(2020)        | R3 年度<br>(2021) | R4 年度<br>(2022) | R5 年度<br>(2023) | R6 年度<br>(2024) |
|----------------------------|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 砂防設備                       | 定期点検の継続実施(点検の実施間隔は今後検討を行う。) |                 |                 |                 |                 |
|                            | 個別施設計画の策定計画に基づく事業実施         |                 |                 |                 |                 |
| 地すべり防<br>止施設、急<br>傾斜地崩壊    | を<br>定期点検の継続実施<br>整備        |                 |                 |                 |                 |
| 防止施設 個別施設計 画の策定 計画に基づく事業実施 |                             |                 |                 |                 |                 |

## 4.2.6 下水道

| 4.2.0 下小垣                                     |  |
|---|--|
| 対象施設  | 管路施設、処理場施設及びポンプ場施設   |
| 総論  | 下水道施設については、平成 23 年度に定期点検結果に基づく「岩手県流域下水道長寿命化計画」、平成 28 年度からは「ストックマネジメント計画」を策定し、計画的な維持管理、長寿命化に着手している。<br>今後は、計画に基づいて着実に事業を実施していくとともに、PDCA サイクルに基づく継続的な計画の改善・最適化を図る。 |
| 項目  | 取組方針   |
| ①点検·診断等の<br>実施方針                              | ・ 下水道事業計画(改正下水道法)に基づき、定期点検を実施する。<br>・ 点検結果や補修履歴等の情報について、構築済みのデータベースへの<br>着実な蓄積を継続し、蓄積データを維持管理の効率化、高度化に活用す<br>る。  |
| ②維持管理・修<br>繕・更新等の実施<br>方針                     | ・ 策定済みのストックマネジメント計画に基づき、中長期的な視点から下水道施設全体における今後の老朽化の進展状況を捉えて、優先順位をつけながら長寿命化対策に取り組む。<br>・ 更新時には、省エネルギー効果の高い機器への更新や再生可能エネルギーの活用推進により、環境負荷の低減に取り組む。                  |
| ③安全確保の実<br>施方針                                | ・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について速やかに補修・更新を行うとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。 ・ 下水道 BCP(事業継続計画)を随時見直し、施設の業務継続性を確保する。                       |
| ④耐震化の実施<br>方針                                 | ・ 地震対策上、特に重要度の高い施設については耐震化が完了済みである。<br>・ その他施設については、長寿命化対策との同時施工によりコスト縮減を図るなど、効率的な対策を検討する。   |
| ⑤長寿命化の実<br>施方針                                | · 策定済みのストックマネジメント計画に基づき、予防保全型維持管理の取組を推進するとともに、5年毎の見直しを行い、長寿命化対象の的確な選定など実態の即した計画となるように努める。  |
| ⑥ユニバーサル<br>デザイン化の推<br>進方針                     |  |
| ⑦脱炭素化の推<br>進方針                                | _  |
| <ul><li>⑧統合や廃止の<br/>推進方針</li></ul>            | _  |
| <ul><li>⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</li></ul> | · 担当者会議、各種研修会の開催等により、情報共有を図るなど担当職員の連携を強化するとともに、技術力向上を図る。   |

| H27 年度~R2 年度     R3 年度     R4 年度     R5 年度     R6 年度       (2020)     (2021)     (2022)     (2023)     (2024) |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|
| (2020) (2021) (2022) (2023) (2024)  |  |  |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |  |  |
| 定期点検の<br>継続実施<br>下水道事業計画(改正下水道法)に基づく定期点検の継続実施   |  |  |  |  |  |  |
| ストックマネジメント計画に基づく事業実施(適宜計画見直し)   |  |  |  |  |  |  |

#### 4.2.7 港湾

| 4.2./ 港湾                                      |   |
|---|---|
| 対象施設  | 水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設  |
| 総論  | 港湾施設については、令和2年度に「岩手県港湾維持管理計画」を策定し、計画的な維持管理・長寿命化に着手している。<br>今後は、点検結果や社会経済情勢の変化等に応じて、適時適切に計画の<br>見直しを行うとともに、効率的な維持管理に向けて計画に基づく事業を<br>着実に実施していく。 |
| 項目  | 取組方針  |
| ①点検·診断等の<br>実施方針                              | · 「岩手県港湾維持管理計画」に基づく港湾施設の点検を実施するとともに、点検結果や補修履歴等の情報について、構築済みのデータベースへの蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。  |
| ②維持管理・修<br>繕·更新等の実施<br>方針                     | ・ 個別施設計画に基づき、港湾施設の定期点検を実施するとともに、国<br>の防災・安全交付金等を活用し、計画的で効率的な維持管理を推進す<br>る。  |
| ③安全確保の実<br>施方針                                | · 点検·診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積·共有化を図り、同種·類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。   |
| ④耐震化の実施<br>方針                                 | · 災害時における経済活動の継続を確保するための物流拠点として、また、緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を県内の港湾が担うため、耐震強化岸壁の整備促進を図っていく。   |
| ⑤長寿命化の実<br>施方針                                | · 港湾施設の点検・診断結果を踏まえ、国の防災・安全交付金等を活用し、個別施設計画に基づく計画的な予防保全型維持管理を推進する。  |
| ⑥ユニバーサル<br>デザイン化の推<br>進方針                     | ·—  |
| ⑦脱炭素化の推<br>進方針                                | <u>—</u>  |
| <ul><li>⑧統合や廃止の<br/>推進方針</li></ul>            | _   |
| <ul><li>⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</li></ul> | · 東北管内で国が開催する「港湾施設の維持管理に関する技術講習会」<br>へ積極的に参加し、維持管理に関する業務に携わる職員の技術力の向<br>上を図っていく。  |

| H27 年度~R2 年度<br>(2020)   | R3 年度<br>(2021) | R4 年度<br>(2022) | R5 年度<br>(2023) | R6 年度<br>(2024) |  |  |
|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|--|
| 基準に基づく定期点検の継続実施(定期点検の再開) |                 |                 |                 |                 |  |  |
| 個別施設計画の<br>策定            | 計画に基づく事業        | 実施              |                 |                 |  |  |

### 4.2.8 空港

| 4.2.8 空港                                      |   |
|---|---|
| 対象施設  | 滑走路、誘導路、エプロン、航空灯火、電気施設等   |
| 総論  | 空港土木施設については、平成 26 年度に「花巻空港維持管理・更新計画書」を策定、航空灯火・電気施設については、令和 2 年度に「花巻空港航空灯火電気施設維持管理更新計画」を策定し、計画的な維持管理、長寿命化に着手している。<br>今後は、計画に基づく事業を着実に実施するとともに、PDCA サイクルに基づいて計画の見直しを行い、継続的な改善・最適化を図る。                                     |
| 項目  | 取組方針  |
| ①点検・診断等<br>の実施方針                              | ・ 「花巻空港維持管理・更新計画書」に基づいた巡回点検、滑り摩擦係数測定(1回/1年)、滑走路等の縦横断勾配測量や路面性状調査(1回/3年)、地下道及び排水構造物の定期点検(1回/5年)を実施する。・ 空港土木施設の点検、修繕及び更新に係る情報は、「空港施設台帳システム」への着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。・ 「花巻空港航空灯火電気施設維持管理更新計画」に基づく保守点検を確実に実施する。 |
| ②維持管理・修<br>  繕・更新等の実<br>  施方針                 | · 「花巻空港維持管理・更新計画書」及び「花巻空港航空灯火電気施設<br>維持管理更新計画」に基づく対策を実施する。  |
| ③安全確保の実<br>施方針                                | ・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。   |
| ④耐震化の実施<br>方針                                 | _   |
| ⑤長寿命化の実<br>施方針                                | ・ 「花巻空港維持管理・更新計画書」及び「花巻空港航空灯火電気施設<br>維持管理更新計画」に基づく対策を実施する。  |
| ⑥ユニバーサル<br>デザイン化の推<br>進方針                     | _   |
| ⑦脱炭素化の推<br>進方針                                | ——————————————————————————————————————  |
| <ul><li>⑧統合や廃止の<br/>推進方針</li></ul>            | _   |
| <ul><li>⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</li></ul> | · 航空サービスを提供する上で不可欠な航空旅客取扱施設、航空機給油施設等を管理・運営する空港機能施設事業者と密接に連携するため、情報共有を図り、空港機能全体における安全・安心の確保を推進する。  |

|               | H27 年度~R2 年<br>度(2020) | R3 年度<br>(2021) | R4 年度<br>(2022) | R5 年度<br>(2023) | R6 年度<br>(2024) |
|---------------|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 空港<br>土木施設    | 基準に基づく定期点検の継続実施        |                 |                 |                 |                 |
|               | 個別施設計画の見直し             | 計画に基づく          | 事業実施            |                 |                 |
| 航空灯火·<br>電気施設 | 基準に基づく定期点検の継続実施        |                 |                 |                 |                 |
|               | 個別施設計画の策定              | 計画に基づく          | 事業実施            |                 |                 |

### 4.2.9 公園

|   | 対象施設                                  |
|---|---------------------------------------|
| 都市公園については、平成 22 年度に定期点検結果に基づく「岩手県公  |                                       |
| 園施設長寿命化計画」を策定し、計画的な維持管理、長寿命化対策に着手   |                                       |
| している。   | 総論                                    |
| 今後は、計画に基づいて着実に事業を実施するとともに、PDCA サイク  |                                       |
| ルに基づいて計画の見直しを行い、継続的な改善・最適化を図る。  |                                       |
| 取組方針  | 項目                                    |
| ・ 遊具については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」   |                                       |
| 等に基づき、1年に1回以上の頻度で定期点検を実施する。   |                                       |
| ・ 一般施設については 5年に1回程度の頻度で健全度調査を実施す  | O - 10 - 4 11-4 -                     |
| $^{\circ}$ 断等 $^{\circ}$ 一 る。   | ①点検・診断等の                              |
| ・ 点検結果や補修履歴等の情報については、構築済みのデータベースに   | 実施方針                                  |
|   |                                       |
|   |                                       |
| 理·修   | ②維持管理・修                               |
| ニュー・ 第元済みの   岩丰県公園施設長寿命化計画  に基つき事業を実施する   |                                       |
| ひえぬ とともに、5年に1回程度の頻度で適宜計画の見直しを実施する。  |                                       |
| ・ 古埃・診断等により言葉の各陰性が認めこれを提合は、火弦旋説につ   | /                                     |
|   | の生み強促の宝                               |
|   |                                       |
|   | 他力型                                   |
|   |                                       |
|   |                                       |
|   |                                       |
|   |                                       |
|   |                                       |
|   |                                       |
| 10 00 10  |                                       |
| 化の推   |                                       |
|   |                                       |
| 廃止の   | ⑧統合や廃止の                               |
| _   | 推進方針                                  |
| かつ計   | 9総合的かつ計                               |
| 理を実 ・ 引き続き指定管理者制度を活用し、各広域振興局、指定管理者と連携   | 画的な管理を実                               |
| めの体 しながら効率的な点検、維持管理を実施する。   | 現するための体                               |
| 5針  |                                       |
| ・ 策定済みの「岩手県公園施設長寿命化計画」に基づき事業を実施する。 とともに、5年に1回程度の頻度で適宜計画の見直しを実施する。 ・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設にいて供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を施する。 の実施 ・ 策定済みの「岩手県公園施設長寿命化計画」に基づく、計画的な対を推進する。 ーサル化の推 ・ 策定済みの「岩手県公園施設長寿命化計画」に基づく、計画的な対を推進する。 ・ 一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 推進方針<br>⑨総合的かつ計<br>画的な管理を実<br>現するための体 |

| H27 年度~R2 年度<br>(2020) | R3 年度<br>(2021) | R4 年度<br>(2022) | R5 年度<br>(2023) | R6 年度<br>(2024) |
|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 基準に基づく定期               | 月点検の継続実施        |                 |                 |                 |
| 個別施設計画に基               | づく事業実施          |                 |                 |                 |
|                        |                 |                 |                 |                 |

#### 4.2.10 交通安全施設

| 4.2.10 父进女    | 工能改                               |
|---------------|-----------------------------------|
| 対象施設          | 交通信号機                             |
|               | 交通安全施設については、故障、機能低下、倒壊等を未然に防止し、本  |
| 総論            | 来の機能を適切に維持するため、引き続き定期点検を継続するとともに、 |
| 44C/ HIIU     | 未策定である個別施設計画を策定し、計画に基づく事業を着実に実施し  |
|               | ていく。                              |
| 項目            | 取組方針                              |
|               | ・ 引き続き年に1回の頻度で定期点検を実施するとともに、必要に応じ |
| ①点検・診断等の      | て点検方法等の見直しを行い、定期点検の効率化・合理化を図る。    |
| 実施方針          | ・ 点検結果や更新履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータ |
|               | を維持管理の効率化、高度化に活用する。               |
| ②維持管理・修       | ・信号柱及び制御機については、設置環境により、老朽化の進む速度が  |
| 繕・更新等の実施      | 変動することから、点検結果を踏まえた個別施設計画に基づく計画的   |
| 方針            | な更新等を推進する。                        |
|               | ・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設につ |
| ③安全確保の実       | いて緊急的な修繕等の措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共  |
| 施方針           | 有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実  |
|               | 施する。                              |
| ④耐震化の実施       | <u> </u>                          |
| 方針            |                                   |
| <br>  ⑤長寿命化の実 | ・ 故障、機能低下、倒壊等を未然に防止し、本来の機能を適切に維持す |
| 施方針           | るため、交通安全施設の周辺環境や使用機材の材質等を踏まえ、必要に  |
|               | 応じて強度や防錆効果を高める措置を講じるなどの取組を推進する。   |
| ⑥ユニバーサル       |                                   |
| デザイン化の推       | _                                 |
| 進方針           |                                   |
| ⑦脱炭素化の推       | <u> </u>                          |
| 進方針           |                                   |
| ⑧統合や廃止の       | _                                 |
| 推進方針          |                                   |
| ⑨総合的かつ計       |                                   |
| 画的な管理を実       | ・ 定期的に担当者会議を開催し、情報共有を図り、連携を強化してい  |
| 現するための体       | < ∘                               |
| 制の構築方針        |                                   |

| H27 年度~R2 年度<br>(2020) | R3 年度<br>(2021) | R4 年度<br>(2022) | R5 年度<br>(2023) | R6 年度<br>(2024) |
|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 基準に基づく定期の              | 点検の継続実施         |                 |                 |                 |
| 点検方法の見直し               |                 |                 |                 |                 |
| 個別施設計<br>画の策定          | <br> 計画に基づく事業実  | ·<br>·施         |                 |                 |
|                        |                 |                 |                 |                 |

#### 4.2.11 農業水利施設

| 4.2.11 辰耒小     | 41. 他改                              |
|----------------|-------------------------------------|
| 対象施設           | ダム、水路、揚排水機場、頭首工 等                   |
|                | 基幹的農業水利施設については、平成 18 年度に「農業水利施設の維持  |
|                | 更新計画」を策定し、維持更新を計画的に推進している。          |
| 総論             | 今後は、個別施設計画に基づき、国や市町村、土地改良区と連携し、適    |
|                | 切な維持更新を実施していく。                      |
|                | なお、必要に応じて計画の見直しを行うなど、継続的に取組を進める。    |
| 項目             | 取組方針                                |
| <br>  ①点検·診断等の | ・ 基幹水利施設ストックマネジメント事業等による機能診断を実施す    |
|                | るとともに、機能保全計画を策定した施設については、毎年点検を実施    |
| 実施方針           | する。                                 |
| ②維持管理・修        | ・農業水利施設の長寿命化、ライフサイクルコストの低減、更新や補修    |
| 繕・更新等の実施       | 等に係る費用の平準化を図るため、「農業水利施設の維持更新計画」に    |
| 方針             | 基づき、計画的な予防保全対策、補修改修などを推進する。         |
| ③安全確保の実        | ・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設につ   |
| 施方針            | いて供用停止等の緊急措置を実施する。                  |
| ④耐震化の実施        | ・ ダム及び堤高 15m以上の大規模ため池について、耐震診断を実施し、 |
| 方針             | 対策の必要性を検討する。                        |
| ⑤長寿命化の実        | ・ 「農業水利施設の維持更新計画」に基づき、計画的な予防保全対策、   |
| 施方針            | 補修改修などを推進する。                        |
| ⑥ユニバーサル        |                                     |
| デザイン化推進        | <del>-</del>                        |
| 方針             |                                     |
| ⑦脱炭素化の推        |                                     |
| 進方針            |                                     |
| ⑧統合や廃止の        |                                     |
| 推進方針           | ・ 国営や県営事業等の導入時に必要に応じて施設の統廃合を行う。     |
| ⑨総合的かつ計        | ・ 国、市町村、土地改良区と連携し、基幹的農業水利施設から末端施設   |
| 画的な管理を実        | まで一体的に管理を行う。                        |
| 現するための体        | ・ 農地周りの水路等については、「多面的機能支払制度」を活用した地   |
| 制の構築方針         | 域共同で行う農業水利施設等の保全管理活動等を推進する。         |

| H27 年度~R2 年度<br>(2020) | R3 年度<br>(2021) | R4 年度<br>(2022) | R5 年度<br>(2023) | R6 年度<br>(2024) |  |
|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|
| 基準に基づく定期点検の継続実施        |                 |                 |                 |                 |  |
| 個別施設計画の策定              | 計画に基づく事業実施      |                 |                 |                 |  |
|                        |                 |                 |                 |                 |  |

## 4.2.12 海岸保全施設(農村建設課所管分)

|   | 生肥成 (展刊建议环门自力)                    |
|---|-----------------------------------|
| 対象施設                                    | 陸閘、水門、堤防、護岸等                      |
|   | 海岸保全施設については、日常点検、定期点検等の実施により施設の安  |
| 総論                                      | 全性、機能確保を図っているところである。              |
| 47 <b>0.</b> HIII                       | 今後は、個別施設計画に基づき、施設及び施設を操作するために必要な  |
|   | 機械、器具等を良好な状態に保つよう、着実に維持管理を実施していく。 |
| 項目                                      | 取組方針                              |
| <br>  ①点検·診断等の                          | ・ 日常点検のほか、法令等に基づいて定期点検を実施する。      |
| 実施方針                                    | ・ 点検結果や補修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータ |
| <b>天</b> 旭刀町                            | を維持管理の効率化、高度化に活用する。               |
| ②維持管理・修                                 |                                   |
| 繕・更新等の実施                                | ・ 個別施設計画に基づき、計画的で効率的な維持管理を推進する。   |
| 方針                                      |                                   |
|   | ・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設につ |
| ③安全確保の実                                 | いて速やかに補修・更新を行うとともに、これらの情報の蓄積・共有化  |
| 施方針                                     | を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施す  |
| ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | る。                                |
| ④耐震化の実施                                 | 耐震の必要性について把握し、耐震化の必要性が確認された施設につ   |
| 方針                                      | いては、計画的に耐震化を実施していく。               |
| ⑤長寿命化の実                                 |                                   |
| 施方針                                     | ・ 個別施設計画に基づき、計画的な予防保全型維持管理を推進する。  |
| ⑥ユニバーサル                                 |                                   |
| デザイン化の推                                 | <u></u>                           |
| 進方針                                     |                                   |
| ⑦脱炭素化の推                                 |                                   |
| 進方針                                     | <del>-</del>                      |
| <u>選別</u>                               |                                   |
| 推進方針                                    | <del>-</del>                      |
|   |                                   |
| 9総合的かつ計                                 |                                   |
| 画的な管理を実                                 | ・ 庁内連絡会議の開催など、海岸保全施設を管理している河川課、農村 |
| 現するための体                                 | 建設課、漁港漁村課の連携を強化し、維持管理の効率化に努める。    |
| 制の構築方針                                  |                                   |

| H27年度~R2年度<br>(2020)        | R3 年度<br>(2021) | R4 年度<br>(2022) | R5 年度<br>(2023) | R6 年度<br>(2024) |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 点検・診断<br>体系の構築              | 基準に基づく定期点検の継続実施 |                 |                 |                 |
| 個別施設計画<br>の策定<br>計画に基づく事業実施 |                 |                 |                 |                 |

#### 4.2.13 林道

| 4.2.13 杯追                                     |   |
|---|---|
| 対象施設  | 橋梁  |
| 総論  | 林道については、通行安全性の確保、施設の老朽化に伴う費用増大に対応するため、引き続き定期点検を継続するとともに、個別施設計画に基づく事業を着実に実施していく。                       |
| 項目  | 取組方針  |
| ①点検·診断等の<br>実施方針                              | · 橋梁については、「林道橋点検要領」により点検を実施するとともに、点検結果や補修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。                  |
| ②維持管理・修<br>繕·更新等の実施<br>方針                     | ・ 個別施設計画に基づき、計画的で効率的な維持管理を推進する。   |
| ③安全確保の実<br>施方針                                | ・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。 |
| ④耐震化の実施<br>方針                                 | ・ 耐震化の必要性がある橋梁は、計画的に耐震化を実施していく。   |
| ⑤長寿命化の実<br>施方針                                | ・ 個別施設計画に基づき、計画的な予防保全型維持管理を推進する。  |
| ⑥ユニバーサル<br>デザイン化の推<br>進方針                     | <del></del>   |
| ⑦脱炭素化の推<br>進方針                                | _   |
| <ul><li>⑧統合や廃止の<br/>推進方針</li></ul>            | ・ 県行造林地内の林道については、市町村への移管を進めていく。   |
| <ul><li>⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</li></ul> | ・ 管理担当、指導(工事)担当等が引き続き情報共有を図りながら連携して対応していく。  |

| H27 年度~R2 年度<br>(2020) | R3 年度<br>(2021) | R4 年度<br>(2022)   | R5 年度<br>(2023) | R6 年度<br>(2024) |
|------------------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| 基準に基づく定期が              | <br>点検の継続実施(点   | は検履歴のデータ <i>/</i> | ベース化の検討)        |                 |
| 個別施設計画<br>の策定          | 計画に基づく事刻        | 業実施               |                 |                 |
|                        |                 |                   |                 |                 |

## 4.2.14 治山

| 4.2.14 /ДЩ                              |   |
|---|---|
| 対象施設                                    | 治山施設  |
| 総論                                      | 治山施設については、県民の安全・安心の確保、施設の老朽化に伴う費用増大に対応するため、個別施設計画に基づき、それぞれの施設の特性に応じた点検・診断を実施し、予防保全型維持管理を推進していく。   |
| 項目                                      | 取組方針  |
| ①点検・診断等<br>の実施方針                        | ・ 点検方法等の見直しを行い、継続的に点検、機能診断を実施する。<br>・ 点検結果や補修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータ<br>を維持管理の効率化、高度化に活用する。  |
| ②維持管理・修<br>繕・更新等の実<br>施方針               | ・ 老朽化等による機能の低下の程度が軽微である早期の段階に予防的な補修・機能強化等を行う「予防保全型維持管理」を推進する。 ・ なお、必要な対策の検討に当たっては、周辺の森林の状況や社会情勢等の変化に応じ、機能強化や更新等も含め、その内容や時期等を計画するとともに、事業の平準化を図る。 |
| ③安全確保の実<br>施方針                          | ・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について速やかに対策を行うとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。  |
| ④耐震化の実施<br>方針                           | _   |
| ⑤長寿命化の実<br>施方針                          | ・ 個別施設計画に基づき、それぞれの施設の特性に応じた点検・診断を実施する。<br>・ 予防保全型維持管理により、維持管理・更新等にかかるトータルコストを縮減し、持続可能なメンテナンスサイクルを構築する。  |
| ⑥ユニバーサル<br>デザイン化の推<br>進方針               | _   |
| ⑦脱炭素化の推<br>進方針                          | _   |
| <ul><li>⑧統合や廃止の<br/>推進方針</li></ul>      | _   |
| <ul><li>⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体</li></ul> | ・ 担当者会議において、情報共有を図るなど担当職員の連携を強化するとともに、技術力向上を図る。<br>・ 施設の位置情報を含めた各種諸元の電子化(GIS 化等)や、PPP(官民  |
| 制の構築方針                                  | 連携)の取組などについても検討し、維持管理の効率化に努める。  |

| H27 年度~R2 年度 | R3 年度        | R4 年度              | R5 年度  | R6 年度           |  |  |
|--------------|--------------|--------------------|--------|-----------------|--|--|
| (2020)       | (2021)       | (2022)             | (2023) | (2024)          |  |  |
| 基準に基づく定期が    | ・<br>点検の継続実施 |                    |        |                 |  |  |
| 計画に基づく事業     | 計画に基づく事業実施   |                    |        |                 |  |  |
|              |              | 個別施設計画の<br>更新(2地区) |        | 個別施設計画の 更新(8地区) |  |  |

## 4.2.15 漁港施設

| 4.2.13 点尼旭改                                   |   |  |  |  |
|---|---|--|--|--|
| 対象施設  | 外郭施設、係留施設、輸送施設等   |  |  |  |
| 総論  | 漁港施設については、東日本大震災津波により被災した施設の復旧が概ね完了したところであり、復旧・復興工事により中断していた定期点検を再開するとともに、予防保全型維持管理の推進にむけて個別施設計画に基づく事業を着実に実施していく。   |  |  |  |
|   | 取組方針  |  |  |  |
| ①点検・診断等<br>の実施方針                              | ・ 震災に伴い中断していた定期点検を再開するとともに、点検結果や補<br>修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効<br>率化、高度化に活用する。<br>・ 点検再開に当たっては、定期点検内容が国において策定した「水産基<br>盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」等の必要基準を満<br>たすように基準の見直しを行う。 |  |  |  |
| ②維持管理・修<br>繕・更新等の実<br>施方針                     | · 漁港施設の定期点検の実施及び機能保全計画(個別施設計画)に基づく改修・更新を行い、計画的で効率的な維持管理を推進する。   |  |  |  |
| ③安全確保の実<br>施方針                                | ・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。   |  |  |  |
| ④耐震化の実施<br>方針                                 | · 産地魚市場を有する流通拠点漁港や岩手県地域防災計画に位置づけられている海上輸送拠点漁港などにおいて防波堤及び岸壁の耐震・耐津波の強化を推進する。  |  |  |  |
| ⑤長寿命化の実<br>施方針                                | · 漁港施設の定期点検及び機能保全計画(個別施設計画)に基づく改修・<br>更新を行い、計画的な予防保全型維持管理を推進する。   |  |  |  |
| ⑥ユニバーサル<br>デザイン化の推<br>進方針                     | <u>—</u>  |  |  |  |
| ⑦脱炭素化の推<br>進方針                                | _   |  |  |  |
| <ul><li>⑧統合や廃止の<br/>推進方針</li></ul>            | _   |  |  |  |
| <ul><li>⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</li></ul> | ・ 管理者の技術力向上を目的とした研修の開催等について検討する。  |  |  |  |

|                                 | H27 年度~R2 年度<br>(2020) | R3 年度<br>(2021) | R4 年度<br>(2022) | R5 年度<br>(2023) | R6 年度<br>(2024) |
|---------------------------------|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 点検基準<br>の見直し<br>基準に基づく定期点検の継続実施 |                        |                 |                 |                 |                 |
|                                 | 個別施設計画<br>の策定          | 計画に基づく事刻        | 【<br>業実施<br>【   |                 |                 |

### 4.2.16 海岸保全施設(漁港漁村課所管分)

| 対象施設  | <u>本主施設、旅港流刊録が目の</u><br>陸閘、水門、堤防、護岸等  |
|---|---|
| 総論  | 海岸保全施設については、日常点検、定期点検等の実施により施設の安全性、機能確保を図っているところである。<br>今後は、個別施設計画に基づき、施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、着実に維持管理を実施していく。 |
| 項目  | 取組方針  |
| ①点検・診断等<br>の実施方針                              | <ul><li>・ 日常点検のほか、法令等に基づいて定期点検を実施する。</li><li>・ 点検結果や補修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。</li></ul>               |
| ②維持管理・修<br>繕・更新等の実<br>施方針                     | ・ 個別施設計画に基づき、計画的で効率的な維持管理を推進する。   |
| ③安全確保の実<br>施方針                                | · 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について速やかに補修・更新を行うとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。                       |
| ④耐震化の実施<br>方針                                 | · 耐震の必要性について把握し、耐震化の必要性が確認された施設については、計画的に耐震化を実施していく。  |
| ⑤長寿命化の実<br>施方針                                | ・ 個別施設計画に基づき、計画的な予防保全型維持管理を推進する。  |
| ⑥ユニバーサル<br>デザイン化の推<br>進方針                     | _   |
| ⑦脱炭素化の推<br>進方針                                | _   |
| <ul><li>⑧統合や廃止の<br/>推進方針</li></ul>            | _   |
| <ul><li>⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</li></ul> | · 庁内連絡会議の開催など、海岸保全施設を管理している河川課、農村<br>建設課、漁港漁村課の連携を強化し、維持管理の効率化に努める。   |

| H27 年度~R2 年度   | R3 年度               | R4 年度  | R5 年度  | R6 年度  |
|----------------|---------------------|--------|--------|--------|
| (2020)         | (2021)              | (2022) | (2023) | (2024) |
| 点検・診断<br>体系の構築 | -<br>基準に基づく定期点<br>- |        |        |        |
| 個別施設計画<br>の策定  | 計画に基づく事業実施          |        |        |        |
|                |                     |        |        | _      |

# 4.3 公営企業施設

## 4.3.1 県立病院等事業施設

|   | 内队等争未 <b>他</b> 政   |
|---|--|
| 対象施設  | 病院、診療所等  |
| 総論  | 県立病院等事業施設については、建築基準法に基づく定期点検の実施や「第3期岩手県耐震改修促進計画」に基づく施設の耐震化等により、利用者の安全・安心の確保、良質な医療を提供できる環境の整備に努めているところである。<br>今後は、施設の老朽化に伴う費用増大が懸念される中、維持管理コストの縮減、減価償却費の平準化を考慮しながら、「岩手県立病院等個別施設計画」(以下「個別施設計画」という。)に基づく計画的な維持管理・長寿命化対策を実施していく。 |
| 項目  | 取組方針   |
| ①点検・診断等<br>の実施方針                              | ・ 法定点検対象施設については、引き続き確実に定期点検を実施するとともに、法定点検の対象外の施設についても、合理的な点検基準(マニュアル等)を整備し、統一的な基準の下で点検に取り組む。<br>・ 点検結果や補修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の高度化、効率化に活用する。   |
| ②維持管理・修<br>繕・更新等の実<br>施方針                     | ・ 個別施設計画に基づき、計画的な維持管理、長寿命化を推進するとともに、修繕・更新の優先度を判断する際の基準等を整理した県内統一の指針を踏まえ、適宜計画の見直しを行う。<br>・ 点検結果等を踏まえた計画とは別に、中長期的視点で建替え等について個別施設計画において検討する。  |
| ③安全確保の実<br>施方針                                | ・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。<br>・ 供用廃止した施設について、当面の対応として防護柵の設置等による立ち入り禁止措置や定期的な見回り等の安全管理を実施する。   |
| ④耐震化の実施<br>方針                                 | ・ 病院・診療センターの耐震化は完了している。<br>・ 災害拠点病院に指定されている施設もあることから、引き続き機能確<br>保を図っていく。   |
| ⑤長寿命化の実<br>施方針                                | ・ 予防保全型維持管理を推進していくため、個別施設計画に基づき、経<br>営収支の状況や優先度に応じて計画的に改修していく。   |
| ⑥ユニバーサル<br>デザイン化の推<br>進方針                     | · すべての人が安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに対応した施設整備、改修に取り組む。   |
| ⑦脱炭素化の推<br>進方針                                | ・ 地球温暖化の大きな要因となっている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑えるため、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など、<br>脱炭素化に対応した施設整備、改修に取り組む。   |
| <ul><li>⑧統合や廃止の<br/>推進方針</li></ul>            | · 岩手県保健医療計画に基づく各保健医療圏における医療提供体制に<br>関する構想「岩手県地域医療構想」に対応した病院施設等の役割を検討<br>し、施設配置や規模、機能等の適正化に取り組む。  |
| <ul><li>⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</li></ul> | · 外部研修等を受講し、技術職員の資質向上を図り、そのうえで、病院職員を対象とした維持保全等に関する研修会等を実施するとともに、情報共有と連携を強化する。  |

| H27 年度~R2 年度<br>(2020)                 | R3 年度<br>(2021) | R4 年度<br>(2022) | R5 年度<br>(2023) | R6 年度<br>(2024) |  |  |  |  |
|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|--|--|--|
| 建築基準法に基づく定期点検の継続実施                     |                 |                 |                 |                 |  |  |  |  |
| 法定検外施設の<br>点検基準整備 点検基準に基づく統一的な点検等の継続実施 |                 |                 |                 |                 |  |  |  |  |
| 個別施設計画に基づく事業実施                         |                 |                 |                 |                 |  |  |  |  |

### 4.3.2 電気事業・工業用水道事業施設

| T. U. Z 电XF                                   | · 木 · 上未用小追ず未肥故  |
|---|--|
| 対象施設  | 電気事業施設、工業用水道事業施設及び職員公舎   |
| 総論  | 電気事業施設及び工業用水道事業施設については、定期点検結果に基づく計画的な維持管理、長寿命化に着手している。<br>今後は、経営計画に基づく事業の着実な実施、PDCA サイクルに基づく<br>継続的な計画の改善・最適化を図る。  |
| 項目  | 取組方針   |
| ①点検·診断等の<br>実施方針                              | ・ 電気事業施設については、保安規程の規定に基づき制定している保守要則に基づき定期的に点検を実施する。 ・ 工業用水道事業施設については、(一社)日本工業用水道協会発行の「工業用水道施設維持管理指針」等に基づき定期的に点検を実施する。 ・ 点検結果や補修履歴等の情報を蓄積し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。 |
| ②維持管理・修<br>繕·更新等の実施<br>方針                     | <ul><li>・ 経営計画に基づき、計画的に修繕・更新を実施し、コスト縮減、平準化に取り組むとともに、点検結果等に基づき計画の見直し(毎年)を適宜実施していく。</li><li>・ 工業用水道事業では、アセットマネジメント指針を参考に長期的な視点から対策に取り組む。</li></ul>                     |
| ③安全確保の実<br>施方針                                | · 安全パトロールや施設特性に応じたリスクマネジメントを実施し、<br>安全の確保に努めていく。   |
| ④耐震化の実施<br>方針                                 | ・ 電気事業施設については、電力の長期供給停止を発生させないため、<br>県営発電所の建築物等について、施設の重要度・発電所運転への影響<br>などを考慮しながら、耐震化を推進する。<br>・ 工業用水道事業施設(管路)については、「配管更新基本計画」を定<br>期的に見直しながら、耐震化を推進する。              |
| ⑤長寿命化の実<br>施方針                                | · 策定済みの個別施設計画に基づき、計画的な予防保全型維持管理を<br>推進する。  |
| ⑥ユニバーサル<br>デザイン化の推<br>進方針                     | <del></del>  |
| ⑦脱炭素化の推<br>進方針                                | ・ 地球温暖化の大きな要因となっている二酸化炭素をはじめとする温室効果<br>ガスの排出を抑えるため、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入な<br>ど、脱炭素化に対応した施設整備、改修に取り組む。   |
| <ul><li>⑧統合や廃止の<br/>推進方針</li></ul>            | · 工業用水道施設については、需要に応じて施設・設備更新時にダウンサイジングを行う。   |
| <ul><li>⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</li></ul> | · 専門研修体系により資格取得をサポートするなどして、必要な有資格者の確保を図る。  |

| H27 年度~R2 年度<br>(2020) | R3 年度<br>(2021) | R4 年度<br>(2022) | R5 年度<br>(2023) | R6 年度<br>(2024) |  |  |  |  |
|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|--|--|--|
| 基準に基づく定期点検の継続実施        |                 |                 |                 |                 |  |  |  |  |
| 個別施設計画に基づく事業実施(毎年見直し)  |                 |                 |                 |                 |  |  |  |  |

# 岩手県公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月

平成30年8月改訂

令和4年7月改訂

## 岩手県総務部管財課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 - 1 1面 019-629-5116

Fax 019-629-5139